

◎議 事 日 程 (第 4 号)

平成18年 9 月 19 日 (火曜日) 午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員 (30名)

1 番	前 田 芙美子 君	2 番	鷺 野 聰 明 君
3 番	三 輪 久 之 君	4 番	日 永 貴 章 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	榎 本 雅 夫 君
7 番	岩 間 泰 彦 君	8 番	田 中 秀 彦 君
9 番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

---

◎欠 席 議 員 (なし)

---

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	助 役	山 田 信 行 君
教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	八 木 富 夫 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
		市 民 生 活 ・	
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	保 健 部 長	藤 松 岳 文 君
福 祉 部 長	水 谷 正 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

八 開  
総合支所長 飯 田 十志博 君  
高齢福祉課長 石 黒 貞 明 君

佐 織  
総合支所長 山 崎 敏 次 君  
社会福祉課長 杉 勝 巳 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 伊 藤 辰 雄  
書 記 田 尾 武 広

議事課長 服 部 秀 三

---

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

おはようございます。

御案内の定刻になりました。全員御出席いただいておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位9番の24番・加藤敏彦議員の質問を許します。

○24番（加藤敏彦君）

おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

きょうは4項目についてお尋ねをいたします。1項目めは談合の防止について、2項目めは市民参加の平和行政の推進について、3項目めは来年度から学童保育の実施について、4項目めは青塚駅にトイレの設置をについてであります。

まず第1項目めの談合の防止についてであります。海部地区環境事務組合のごみ処理施設、弥富にあります八穂クリーンセンターの入札で談合が行われていることが認定されました。これは、公正取引委員会が6月27日に行った審決において、日立造船株式会社ほか4名、JFEエンジニアリング株式会社（前日本鋼管）、それから株式会社タクマ、三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社の5社であります。平成6年4月から平成10年9月17日までの間において地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカー炉の建設工事の多くにおいて受注予定者を決定し、これを受注することにより、取引分野における競争を実質的に制限していたものと認めたためです。本件対象期間中に被審人——このメーカー5社であります——受注予定者を決定した工事について、その多くで受注予定者に決定されたメーカーが受注することを妨げないように、低価格による入札をあえて行わないという入札行動（談合）をとっていたものと推認できる。このような競争を回避する行動は、長期間行われていた被審人（メーカー）らの違反行為の結果が残存していて、競争秩序が十分回復していないことを示すものといえる。この工事の一つに海部地区環境事務組合が平成10年6月10日に入札を行った弥富工場（仮称）建設工事が含まれておりました。この工事は、落札予定価格が251億円に対して落札価格は249億9,000万円、落札率が99.56%の工事で、三菱重工業株式会社が落札いたしました。

談合については、中日新聞が7月21日の社説で「談合賠償金、不正の包囲網を強めよ」として、公共事業の談合根絶を目指して談合企業に多額の賠償金を求める手法について、国や自治

体が積極的に賠償を請求すべきだろう。談合企業に反省を迫る一手段として、談合の結果生じた損害賠償をもっと厳しく請求する必要がある。請求は、住民が見かねて訴訟を起こすのを待たず、税金を使った公共事業発注者の国・自治体が積極的に行うべきであるという社説を掲げました。

日本共産党は、海部地区の4名の議員が請求人となり、海部地区環境事務組合の監査委員に、管理者が談合認定されたメーカー7社に対して落札価格の20%、49億9,800万円の賠償請求をするよう勧告を求める請求を行いました。これに対して、管理者会は9月1日に、工事を行った三菱重工業株式会社に契約金額の9.8%の損害額、金額では24億5,980万円と、それから利息として5億1,891万6,712円、合計で29億7,871万6,712円の請求を行いました。これは、公正取引委員会の審決により、談合が認定されたメーカー5社が認定の取消訴訟を高等裁判所に提起している状況においては積極的な対応であると思います。

さて、行政として公正な入札を確保するため、談合防止の強化が求められます。先ほど紹介した中日新聞の社説でも、「国土交通省は、既に工事契約などの際に談合の不正が発覚した場合、違約金を取り立てる条項を創設し、自治体もこれに倣うところがふえた」と述べています。

愛西市においては、請負契約約款の46条の2項、談合その他不正行為に係る賠償金の支払いということで、賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならないとうたっております。賠償金の項目が設けられていることは進んだ契約約款になっていると思いますが、10分の1という内容は、今回の環境事務組合の請求9.8%を見ても、低いのではないかとということです。10%では不正でもうけたお金を返すだけで、痛みはありません。ペナルティーとして設けるなら、もっと高い率にすべきです。瀬戸市では郵便入札において談合があり、談合防止の努力が行われ、7月以降の平均落札率が昨年度の95.7%から84.7%に大幅に減ったということが報道されておりますが、この瀬戸市の賠償金は、契約額の2割になっております。愛西市においても賠償金の引き上げを要望いたします。

また、公正な入札については、昨年、永井議員が一般質問で取り上げました。項目としては、一般競争入札の拡大として、対象工事金額の下限の引き上げ、そして指名競争入札制度の改善として抽せん入札制度の導入や指名業者数の拡大、工事内訳書の提出や入札監視委員会の設置、予定価格の事前公表などについて提案をいたしました。来年度に向けて愛西市として検討されていることはあるでしょうか。

次に第2項目めとして、市民参加の平和行政の推進についてお尋ねをいたします。

平和をめぐる情勢は、5年前のニューヨークの9・11テロからアフガンやイラクへの軍事侵攻が行われ、イラクでは内戦の瀬戸際まで事態が悪化し、アフガンではタリバンが復活し、不安定化しております。今、全世界のテロの拡散が進んでいるのではないのでしょうか。このような情勢のもとでは、核兵器は廃絶されるべき非人道的な兵器でありながら、核保有国は核によって平和が守られるとする核抑止論や核の傘を主張し、廃絶しようとはしません。

皆さんのお手元にことしの8月6日の広島平和宣言を用意させていただきましたが、8月6日の平和式典で広島市長は、核兵器廃絶について、日本政府が被爆者や市民の代弁者

として核保有国に対して核兵器廃絶に向けた誠実な交渉義務を果たせと迫り、世界的運動を展開するよう要請し、そのためにも世界に誇るべき平和憲法を遵守し、さらに高齢化した被爆者の実態に即した人間本位の温かい救護策を充実するよう求めています。

愛西市は、昨年9月、非核平和都市宣言を行い、平和行政を推進しております。一日も早く核兵器のない平和な世界が実現するよう、愛西市民の平和の願いを広げていかなければなりません。そのためにさらに平和行政を推進していただきたいと考えますが、市長の考えはいかがでしょうか。

今回、平和行政を推進するために幾つかの提案をしたいと思えます。ぜひ検討いただきたいと思えます。

愛西市では、毎年、中学生の代表、各校4名、6校で24名の生徒が被爆地広島を訪れ、平和体験学習を行い、平和記念式典にも参加しております。戦争を知らない世代が平和について考える、核兵器について考える貴重な事業であります。これからもぜひ続けていただきたいと思えます。そして、この平和事業をぜひ市民にも参加できる形に発展させてほしいと思えます。

ことしの夏、岩倉市の取り組みが新聞で紹介されました。それは、1995年に平和宣言を行った岩倉市が、中学生平和祈念派遣団を広島市と長崎に交互に派遣している。2003年からは、市民に平和について考えてもらおうと、市役所1階に折りヅルを折る平和コーナーを設置し、岩倉市から派遣する中学生が広島の大原慰霊碑や長崎の折り鶴の塔にささげてきた。ことしは何と2万8,200羽と、最多となったという報道がされました。そして、岩倉市だけでなく、近隣の一宮市、稲沢市などからも寄せられたという記事であります。

愛西市でも、このような市民の平和の願いを中学生に託して被爆地へ届けてもらい、平和について考える、参加する取り組みをぜひ行ってほしいと思えます。御検討いただきたいと思えます。

次に、提案の二つ目は、平和体験学習をした生徒の発表を、市民も参加できる形で行ってほしいということであります。現在は、感想文がまとめられ、公開されております。また報告会が行われる学校もあると聞いておりますが、学校だけでなく、市民が参加できる形で報告会ができないか。学校の報告会に希望する市民が参加する、あるいは公民館などでの報告会を行い、市民に参加してもらおうなどの形をとれないかということであります。

提案の三つ目は、原爆展、平和資料展を開催してほしいということであります。

広島市の平和記念資料館では、原爆展や平和学習に活用するポスター、パネル、絵、ビデオ、絵本や原爆資料を無料で貸し出してあります。原爆写真やポスター、パネル及び被爆体験の朗読セットならば、返送の費用だけで借りることができます。これを公民館などで一定期間展示できるなら、広島へ行かない生徒や児童も見ることができます。また一般市民も見学することができます。折りヅルのこと、発表会のこと、報告会のこと、原爆展など、あまりお金をかけなくても、こういう事業を積み重ねていくことが非核平和都市宣言を市民の中に広げていくことになると思えます。ぜひ来年度に向けて、愛西市の平和行政の事業の充実を図っていただきたいと思えます。

次に、第3項目めではありますが、来年度から学童保育の実施についてであります。

この項目については、15日の質問の中でも取り上げられておりますが、私も質問させていただきます。

学童保育については、市長は今任期中にすべての小学校区で整備したいと表明されております。ことしは開治小学校区で整備をされております。あと3つ残るだけになりました。こういう状況の中で、北河田学区では、お母さん方が早く学童保育を実施してほしいと担当部長に要望されております。

その内容を幾つか紹介させていただきますと、「子供が欲しいが働きづらい」「名古屋から愛西市に来たが、学童保育がないことを知って愕然とした。子供を安全に健全に育てていこうと思うと、一日も早く、来年4月から学童保育を実施してほしい」「勝幡に学童保育があるが、祖父母も年をとり、送迎は負担となる。近くにあれば負担にならない」「働き出すと近くに預ける場所がない。小学校に迎えに行くことも難しい。近くに早く欲しい」「午前中だけ仕事をしている。別居している親に毎日預けることは心苦しい」「昼迎えでは体がもたない。学童保育があると助かる。しみじみと思う」「保育園は4時までで、下の子が生まれ、小学校に入ると働けない。資格を取っても働けない。働きながら子育てする人生観、生きる意欲が持てない」「自営業をしている。84歳の祖父に見てもらっている。早く児童館なり学童保育が一日も早くでき、預けられるようにしてほしい」「働こうと思うと、再就職は難しい。パートしか見つからない」「実家は農家だが、親は病気で子供を預けることは無理である。子供が年少のときは働いていた。小学校に子供が入っても預けて働きたい」、このお母さん方の要望で、来年4月から北河田学区で学童保育を実施してほしい、何とかしてほしいということが強く要望されております。ぜひこの願いにこたえるため、行政として真剣に対策を考えていただきたいと思っております。

市長は、15日の一般質問の答弁で、場所が確保できれば学童保育を実施するという考えを表明されております。特に国が平成19年度より実施する放課後子どもプランに市長は強い関心を示されていたと思っております。

放課後子どもプランは、市町村において教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子供の安全や健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施するものです。予算として、文部科学省は放課後子ども教室推進事業として137.6億円、厚生労働省は放課後児童健全育成事業として189.7億円の概算を要求し、対象小学校区として文部科学省が2万カ所、厚生労働省が2万カ所を要望しております。これは、特に放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じること、活動場所として余裕教室を初めとする学校諸施設の積極的な活用の促進を述べております。

この制度の活用で学童保育の場所が確保されれば、お母さん方が要望されている4月からの実施も実現できるのではないのでしょうか。また、西川端小学校区、八輪小学校区においても実施できるのではないのでしょうか。9月28日に愛知県の説明があるそうですが、住民の要望を实

現していく上で、この制度をどのように活用したらお母さん方の要望にこたえていけるのか、担当者の方にしっかり聞いていただくよう御指示いただきたいと思ひます。

次に、学童保育の定員オーバーの改善ということでお尋ねをいたします。

市内の学童保育について、希望しても入れない施設があると聞きます。担当の方に数字を伺いました。特に佐屋の児童クラブ、定員おおむね30人に対して、その1.9倍が今利用されています。佐屋西は定員20人に対してその1.9倍、永和児童クラブは定員20人に対してその2.1倍、勝幡児童クラブは定員20人に対してその1.7倍という形で対応しておりますが、こういう定員を超えた対応をどのようにされているのか、お尋ねしたいと思ひます。

また、学童保育については、小学校高学年の保育の要望もあります。余裕のある学童クラブから対応できないでしょうか。また、定員拡大を図り対応できないでしょうか、お尋ねをいたします。

学童保育の関係ではもう一つ。市長は、全小学校区に学童保育を整備したいということを表示されておりますが、児童館を含めた整備についてどのように考えられておられるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

4項目めですが、青塚駅のトイレについて質問いたします。

名鉄の青塚駅は、愛西市民も利用する駅です。勝幡学区の一部の方、また八開から車で駅近くまで行き利用される方、あるいは勝幡は跨線橋があるので、青塚でおりて迎えに来てもらう方などがあります。青塚駅にも勝幡や日比野駅のように自動改札機が設置されましたが、それに伴い、これまであった構内のトイレがなくなりました。その結果、周辺のお店にトイレを借りに来る。また駅周辺で用を足すなど、大変迷惑な状況が生まれております。トイレを貸してみえる家では、プライバシーが守られないとか、また物がなくなるなどの不安も起こっております。

この問題を何とかしようということで、地元住民を中心に「青塚駅にトイレ設置を要望する会」がつくられ、名鉄と関係自治体へ向けた要望署名が取り組まれました。勝幡学区の佐織町では、町内会で署名に協力されております。そして、この「青塚駅にトイレ設置を要望する会」の代表者は、6月16日には関係自治体となります愛西市を訪れ、4,240筆の署名を添えて要望されました。そして7月4日には名鉄本社を訪れ、6,605筆の署名を添えて要望されました。対応した名鉄の広報課長補佐は、一度現場を見てみたいと。担当者に対して代表者の方は、一度現場を見てほしい。トイレを断って事件になったらだれが責任をとるのかなど、トイレがなくなったことによる苦情や不安を伝えられました。この問題について、市としての対応はどうされたのでしょうか。トイレ設置についての見通しについてはどうでしょうか。

この駅のトイレの問題について1点述べますが、今回の青塚駅のトイレの問題は、公共交通機関のあり方について一石を投じていると思ひます。名鉄は、経営改善・合理化ということで無人駅をふやし、トイレを廃止するを行っておりますが、公共交通機関として利用者に対する責任をすべて投げ捨てていいわけではありません。トイレくらいは最低限設置すべきであります。愛西市においても、藤浪駅前広場の開発については市がトイレを整備しましたが、今

後は公共交通機関の利用者に対する責任について、しっかりと求めながら進めていくことが大切ではないかと思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

以上4項目について一般質問を行いますので、市長また担当者の誠意ある御答弁をお願いいたします。

#### ○助役（山田信行君）

それでは、まず最初の、談合の防止の件につきましてお答えをさせていただきます。

今回の環境事務組合の談合事件は、ごみ処理施設という特殊な分野におきまして、技術力を有する大手企業が独占的な行為を行ったものでございまして、関係する私どもの自治体を欺く行為というふうにとめておりまして、大きな憤りを感じているところでございます。環境事務組合を構成する私ども市といたしましては、この談合事件を重く、そしてまた厳粛に受けとめまして、今後、市が発注いたしますこういった契約工事の入札におきましては、こうした不正行為が発生しないような防止策といたしまして、業者の選定だとか指名業者の検討、そういったものにさらに留意をしていきたいと考えているところでございます。

そこで、御指摘がございましたように、市として何か検討していることはないかということでございますが、現在も既に最善の方策をとっているとは思っておりますが、御指摘のございましたように、賠償金の関係につきましては、契約約款の第46条の2項におきまして10%ということをお指摘いただいております。この関係につきましては、最近、金額を引き上げる自治体がふえておりますので、私どもも今後の指名審査委員会におきまして、20%何なりに引き上げるようなことの協議をしていきたいと考えておるところでございます。

なお、その他の対応策などにつきましては、先ほどもおっしゃられましたが、電子入札制度の体制整備が急がれておりまして、早ければ平成19年度の後半にでもそういった体制づくりがなされると聞いておりますので、一般競争入札の金額の制限だとか、また予定価格の事前公表、そういったものもそのときにあわせて研究をしていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

加藤議員の質問にお答えをいたします。

市民参加の平和行政の推進をという内容で、平和体験学習の件もおっしゃっていただきましたが、各中学校の生徒さん、各校4名ずつ、6校24人と引率の先生6名、そして私どもの担当ということで、広島の方へ派遣をしているわけでありまして。大変いい体験学習の場と考えておりますし、これからもぜひ続けてまいりたいと考えているところであります。

折りヅルの持参はできないか。これもできると判断をしておりますし、可能だと思います。ですから、そんな機会があれば設け、そちらの方へ届けていただくべく対応もしたいと思っております。

そして発表の場を、これにつきましても、文集を作成しまして各学校へ配付し、あるいは学校場で発表をしていただいたり、文化祭などの場でも行っておっていただくようであります。

その後は中央図書館の方へ、参考としまして郷土資料室の方へ置いているということでございまして、その成果発表の場もそれぞれしておっていただくわけでありましたが、御指摘いただきましたような点、どんなことがあるかということは、また事前研修などの場でも伝え、検討もしていただきたいと思っております。

それから、核兵器廃絶に学べる機会を、あるいは資料の貸し出しなどを利用してという質問であります。これも今までいろんな機会をとらえながら、例えば遺族会の慰霊祭の折にも、本市が用意しておりますパネルなどは掲示をして、おいおい皆さん方に見ておっていただくわけでありまして、そんなことも貸し出し、あるいは文集などの展示も今後も続けてまいりたいと思っております。広島原爆資料館の貸出制度もいろいろあるようですが、やはり現物資料などの美術品扱いなどにつきましては、大変郵送・梱包などにも費用がかかる。そういう内容でなくて、経費がそんなにかからない教具があれば、また参考とさせていただきたいと思っております。

そんなことで、これからもこうした平和行政の推進については継続して進めてまいりたいと思っておりますし、先般、カリフォルニアのサクラメントの方へ行った折にも、サツキ・イナさんという日系の方でありますけれども、カリフォルニア州立大学の心理学教授ということで、その方がつくられた「絹の繭から」という映画がございまして、そんな話も出たわけでありまして、この9月5日にあいち国際女性映画祭での発表もありました。さきの大戦の折の日系人の捕虜収容所の状況、その方は捕虜収容所で生まれたという、そうした伝記的なものであります。そんなことも同行した中学生の皆さんにも話が出ていたわけでありまして、いろんな場面場面でこれからもこうした平和行政については進めてまいりたいと思っております。

それから、学童保育についてであります。

15日の一般質問の折にも小沢議員に申し上げました北河田学区ばかりでなくて、未設置の3小学校区に少しでも早く設置をとすることを考えているわけでありまして、御指摘いただきました放課後子どもプラン、この内容も、本当に文部科学省が前へ出てということでありまして、さきの御質問の中で、北河田小学校の校長が、教育委員会から命令があればやらざるを得ないと、まさに教育委員会からの命令であれば当然そういうことを、すべての行事がそうだと思います。PTA会長からのいろんな御相談の中でそうした話の内容があったということを確認いたしましたので、御報告させていただきますと同時に、御指摘いただきましたように、少しでも早く3小学校区には学童保育、あるいは児童館建設に向けて努力をしてまいりたいと思っておりますし、児童館建設の考え方はということではありますが、やはりそうした施設に準ずるべく、子育て支援の充実を図っていかねばいけないということも考えております。

次に、学童保育の定員などの点については、担当の方からお答えをさせていただきます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、定員オーバーの関係について御答弁させていただきます。

学童保育の定員オーバーの改善をについてでございますが、確かにそれぞれの学童保育の登録人数を見ますと、佐屋放課後児童クラブ、おおむね30人に対し登録人数は57人、佐屋西

につきましては20人に対し47人、市江につきましては20人に対し27人、永和につきましては20人に対し45人、立田北部はおおむね30人に対し28人、立田南部は30人に対し30人、勝幡は20人に対し41人、草平は30人に対し45人という、すべての学童保育が定員をオーバーしておりますが、一人でも多くの方に利用していただきたいと、限られた部屋を児童館の職員も割り振り等工夫してやっているところです。そんな状況の中で、小学校高学年の受け入れについては、現状では難しい状況でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、青塚駅にトイレをという御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員質問の中で述べておられるとおり、6月16日、愛西市役所立田庁舎の方へ関係者の方が要望書を持ってお見えになりました。その中で周辺の住民の方々が、衛生上の問題、その他の問題で大変苦慮をしておみえになるといったお話もお聞きいたしました。その駅の利用者につきましては、津島市初め、稲沢市、美和町、そして質問の中で議員おっしゃって見えましてように、愛西市民の方も利用されてみえる方が多いというお話を承りましたので、愛西市としても、駅利用者の利便性を図るべきであるという考えから、関係市町と連絡・調整をとり合いまして、7月4日に名鉄の方へ要望書を市として提出させていただきました。

トイレの設置の見通しはどうかというお尋ねでございますが、行政区が津島市ということもありまして、津島市を窓口にして、現在、名鉄の方と交渉中であります。まだどうのこうのという結論には達しておりません。

また、公共交通機関としての考えはどうかという点もお尋ねでございますが、要望書を受けて愛西市として名鉄の方へ要望したということは、当然市の考えとしては、駅の利便性を図るためには、名鉄側として何とかトイレを従前あったよう設置していただきたいという要望をしているということが御答弁になろうかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

それでは、再質問に入っております。

まず1項目めの談合の防止についてですが、助役から明確な答弁をいただいたと思っております。談合というのは、ある面ではイタチごっこみたいな部分がありますが、やはりそういうものに対しても努力をしていただき、御答弁がありましたように、例えば賠償金を10分の1から10分の2に引き上げていくことについては、ぜひ実現していただくよう協議を進めていただきたいと思います。

それから、入札制度の改善については、電子入札制度の体制づくりに合わせて研究していくということですので、この間、議会でも提案されている内容が実現できるようお図りいただきたいと思っております。

次に2項目めの、平和行政の推進についてであります。昨年の9月9日に愛西市の非核平和都市宣言が行われ、それを生かしていく、それを豊かに膨らませていくことが市、議会、市民の課題だと思います。そういう点で今回は提案をさせていただき、市長の方からも、市民が

託す折りヅルについては、対応したいという形で前向きな答弁をいただきました。ぜひ来年度、平和体験学習で広島に派遣される中学生の代表者の方々が市民の皆さんから託された平和の折りヅルを携えて参加できるように、私たちも取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、平和体験学習の発表についてですが、これについては、現在行われている範囲だというような答弁だと思っておりますが、やはり市民がこれから次代を担っていく中学生、若い方々の発表を聞く場はできないものでしょうか。いかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

御答弁申し上げました内容で、今までどおりの形で、現時点進めてまいりたいということを思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

これは今後の検討課題という形をお願いしたいと思います。

それから、提案の三つ目は、広島の平和記念資料館の資料の無料貸出制度を使って展示をしてもらえないかということですが、率直に言いまして、毎年、例えば佐織地区でいけば遺族会の追悼法要のときに原爆パネルが展示され、15日まで展示をされております。しかし、感情的に毎年同じものを展示されることでマンネリが生まれていないかと。そういう点では、本当に知っていただきたい資料というのは、パネルだけに限らず、今特に体験を伝えていこうということで、広島では文集がつくられたり、また体験を絵にして、そして資料館の地下ではそういう展示がしっかりとされておりますが、そういう見てもわかりやすい、また見ていろいろ考えていける、そういう準備がされておりますので、そういうものを毎年いろいろ変えながら展示していくことができないだろうか。そしてまた、平和体験学習で代表で行く生徒以外の人たちも、その展示期間中に展示をして平和学習ができないだろうか。また市民の皆さんにもそういう平和について、核廃絶について考えていただける機会をつくれませんか。先ほど市長も言われていましたように、原爆資料は梱包等でかなりお金がかかりますが、そういう絵とかパネル等については、送ってきてもらったものを返すだけの予算で済むので、かなりやろうと思えばやれる可能性のある内容だと私は思いますので、やはり一つずつやりながら、本当に市民のものにしていくという点では、これも大きな可能性を持っている取り組みではないかというふうに思いますが、どうでしょうかね、ぜひやっていただきたいと思っております。

**○市長（八木忠男君）**

御指摘いただきました現物資料、20万から40万かかる、そういうものもあるそうです。ですから、軽微なそうしたもの、今後も考えられる範囲勉強してみたいと思っておりますし、平和行進などでも毎年同じようにしておっていただきます。そうした繰り返しの中で、同じ人が見てもらうばかりでもありませんし、文化祭でも派遣の文集なども展示しながらしております。ことしも議長と私、お迎えして、そうした状況についても進めているわけでありまして、どうぞ御理解もいただきたいと思っておりますし、でき得る検討もさせていただきたいと思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

ぜひ、一つ一つ実現するというこで、検討していただきますようお願いいたします。

次に、学童保育のことについてお尋ねいたしますが、もう一度確認いたしますが、放課後子どもプランについては、今月県の説明があって、その説明を聞かないと、本当に来年度から、予算の関係もいろいろあると思います。学校の問題もあると思いますが、それを聞かないとわかりませんが、この間の質問の中で、学校においても教育委員会からのそういう指示があればそれに対応したいという形で校長先生も言ってみると。そうなりますと、学童保育できる場所ができる可能性がありますし、できた場合にはそこで学童保育をやるということで、お考えも持ってみるといことによろしいでしょうか。場所が確保できればやると。

**○市長（八木忠男君）**

小沢議員にもお答えしました。今般、文部科学省が入って子育て支援の放課後子どもプランという施策が出てまいりました。内容について、私も今御指摘いただいたような内容をふと思うわけであります。当然名古屋のトワイライトスクールなどは、もう数年前に見学をさせていただきました、そうした状況もちろんあるわけでありますので、この28日の予定になっております勉強の場を十二分とらえて検討してまいりたいと思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

場所が確保できたら実施するといことで、確認させていただきます。

特に今、強い要望が出ているのは北河田学区であります、学童保育がまだ実施されていない小学校区でのニーズの把握、市に対しては北河田学区のお母さん方が直接福祉部長の方に要望されましたが、他の西川端、八輪についての要望については把握されているでしょうか、どうでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

細かい状況についてはまた担当の方から申し上げますが、以前佐織時代にも、これも答弁申し上げました、西川端小学校PTAの皆さんからそうした要望の署名をいただいたこともあるわけでありまして、今、北河田学区で声大きいという御指摘であります、すべてのところで同じような御意見は承っております。

**○福祉部長（水谷 正君）**

お答えさせていただきます。

西川端とか八輪につきましても、メールとかふれあい箱で、早く設置をしてくれといようなものは届いておるといことでございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

残りの3小学校区では、学童保育の要望は出ているといことです。

それで、もう一度確認しますが、北河田学区は、今大きな声と、強い声という形になっておりますが、西川端や八輪についても、放課後子どもプラン等で対応できたら新年度から対応されるのかどうか、考え方としてはいかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

3校とも同じ考え方でおるわけでありまして、どこが先、どこが後といことではありませ

るので、御理解いただきたいと思います。

**○24番（加藤敏彦君）**

今、市長が明確に答弁されたように、残り3小学校区、条件が整えば実施すると。来年度からできれば同時に3小学校区とも実施するというふうに……。同じように考えているんでしょう。子どもプランが適用できれば、予算も確保できれば、場所も確保できればやれるんじゃないですか。

**○市長（八木忠男君）**

新年度からは、ここでお答えできません。しかしながら、考え方としては、皆同じ考え方を持っているということでありまして、19年度から実施をするというお答えではございませんので、よろしく願いをいたします。

**○24番（加藤敏彦君）**

先ほども質問の中で、かなり国が予算を、例えば学童保育では3分の1ふやしてきているので、すべての小学校区に整備するという考えで、その中でもまだ整備されていないところは積極的にということで、19年度からこういう新事業が行われると。その中で、条件が整えばやれるという結論になると思うんですよね。何も北河田だけにせずに、3校とも枠に入れば、予算もついて、場所も確保できればやれるんじゃないですかという基本的なお尋ねですが。市長の考え方ならそういう結論に、条件が整えばやれるというふうに思うんですが。可能性があるかないかという点では、あると私は受けとめたんですが。

**○市長（八木忠男君）**

これも答弁申し上げてきております。きちんと説明会もあるわけで、予算を国がつけたから、そのお金がいただけるんですぐできるという判断も、今ここでしかねます。現場の状況もありますし、すべて総合的に判断して進めてまいります。

**○24番（加藤敏彦君）**

先ほど質問の中でも、この28日の県の説明は、そういう市民やお母さん方の願いを実現する立場で聞いてきていただいて、そして本当に新年度からできる可能性があればしっかりと握って帰ってきていただくと。またそれを行政の中で準備していただくということが大事だと思いますし、そういうことを今求めて質問させていただいておりますので、ぜひ可能性があれば実現するというようお願いしたいと思います。

学童保育の定員の問題ですが、部長の方からも定員のオーバーについて、私は特に通常月の今月の数字で紹介をいたしました。多分部長の方は休みの月も含めた数字だと思いますので、そういう点ではすべての学童クラブが定員オーバーの状態にありますので、やはり今後の要望に対してどうしていくかということが課題としてあります。ただ、市江などを見ますと、やはり条件が悪いせいかな定員割れの部分もあると思いますが、そういうところでは、希望があれば高学年についても対応できるように思うんですが、その点はどうでしょうか。私は、条件があえば高学年も対応してほしいと思いますが。

**○福祉部長（水谷 正君）**

高学年もという質問でございますが、現状では高学年の受け入れというものは考えていないということをお願いいたします。

○24番（加藤敏彦君）

定員オーバーで入れなければ受け入れないんですけど、定員割れのところも一部にあるわけですから、そういうところに対応できると思うんですが、対応しないという理由は何でしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

現在では、そういった希望といたしますか、お話しはないというのが実情でございます。

○24番（加藤敏彦君）

きょうは特に北河田学区での学童保育という点を中心にお尋ねしておりますが、北河田学区のお母さん方の要望の中にも、高学年についてもということが部長には伝わっていると思います。今現実に学童保育を高学年も含めて実施しようと思うと、津島は公設民営で学童保育をやっておりますね。ですから小学校6年まで、また希望者は基本的に断らないという形で大変大きな学童保育クラブになっておりますが、もし、今、愛西市で高学年の学童保育を希望すると、そういう民営のクラブ以外に方法はないのでしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

先ほど御答弁させていただきましたように、現状ではそういった部屋の確保、やりくりしてやっておるといようなことでございまして、先ほど御答弁させていただきました高学年の受け入れについては、現状では難しい状況でございます。

○24番（加藤敏彦君）

市側の考え方は確認させていただきました。

あと児童館について、市長の答弁もいただいておりますが、佐織でいきますと勝幡と草平が児童館を整備されて、北河田と西川端の児童館の整備をされるのかどうか。将来的な考え方として、条件があれば子育て支援の施設として整備していく、そういうふうにとめてよろしいでしょうか。

○市長（八木忠男君）

お答えしましたように、児童館は児童館の内容を充実したものがあつてありまして、それは小学生の皆さん、あるいは高校生の皆さんという条件もあるわけでございます。ですから、そうしたものに準じたものは必要であると判断しております。

○24番（加藤敏彦君）

では4項目めの青塚駅のトイレの問題であります。この青塚駅のトイレ設置の要望については、地元住民の皆さんの大きな運動により、関係市町村にも、また名鉄にも申し入れされ、また関係市町村からも名鉄への要望がされて、今名鉄と窓口となる津島市でそういうトイレ設置に向けて交渉がされておりますが、交渉の中身についてもう少し詳しくつかんでおられますでしょうか。前向きなのか、やっぱり見通しがいいのか、その点はいかがでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

交渉の中身ということなのですが、詳細にはまだ伺っておりませんが、ただ、先ほど1回目の答弁でさせていただいたように、関係市町としては、従来あったものを当然名鉄側としては設けるべきじゃないかと私どもは申し上げておりますし、名鉄の方は、関係市町の、もしくは津島市の方でどうかというような、ちょっと行き違いといたしますか、平行線といたしますか、そんなような形だというふうに聞いております。

**○24番（加藤敏彦君）**

今回、名鉄に対して6,000を超える署名が提出されて、名鉄もかなり真剣な受けとめをしているように少し聞きましたので、やはり今部長が言われたように、今後、駅の開発等が伴う場合に、既存のトイレがあるものについてはやはり名鉄にきちんと設置をさせるということが必要でありますし、やはり今後のあり方としても、公共交通機関にトイレを整備するということを基準として市としては求めていくのが筋だと思いますが、どうでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

議員おっしゃるとおりだというふうに私も感じますが、ただ、御意見、こちらの方の考えは当然申し述べていきますが、結果的にどうなるかということは、今ここでお約束ができませんので、御了承ください。

**○24番（加藤敏彦君）**

名鉄は公共交通機関であります。競争がない、一面独占的な公共交通機関になっておりますので、ある面では言い分が強い面もありますが、逆に利用者はまた地元の住民、沿線の住民なわけですから、やっぱり利用者としても納得がいかないときは行政を通じて、また直接にそういうあるべき姿を求めていくという努力が今必要になっていると思います。

きょうは4項目にわたってそれぞれ質問いたしました。この質問をまた生かしていただいて、本当に市民が安心して平和で暮らせる愛西市を目指して御努力いただくことを要望して、質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、ここで休憩をとらせていただきます。

再開は11時10分からということで、ここで暫時休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

次に、通告順位10番の23番・中村文子議員の質問を許します。

**○23番（中村文子君）**

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

毎日マスコミで報道される中で、交通事故や事故による死者のニュースは後を絶ちません。愛知県では、9月15日現在の交通事故による死亡者は228人で、全国ワースト第1位となって

おります。このうちで津島警察署管内では8名の死亡者が出ております。まことに不名誉な数で、心が痛みます。また、12日から18日までは飲酒運転取締強化週間で、全国各地で取り締まりが行われております。また9月21日からは秋の交通安全週間が始まります。愛西市女性交通安全友の会の会員150名も21日には活動に参加し、マスコットやチラシの啓発品の配布で交通安全を呼びかけます。交通事故が一件でも少なくなることを願っております。

そこでまず1点目として、交通渋滞緩和や交通安全対策の上からも、右折帯を設けていただきたいと思い、お尋ねいたします。

県道富島・津島線の稲葉町交差点のところで、今道路拡幅工事を行っておりますが、北から南へ向かうとき、特に朝の通勤・通学の時間帯には、右折車があると1信号ではとても渡れません。どうしても渋滞してしまいます。右折帯があればよいのにという声は以前から聞いていましたが、今回の工事で右折帯がないように思われます。なぜ右折帯をつくらなかったのか、今からでもつくることできないか、お尋ねいたします。

次に、同じ富島・津島線ですが、稲葉町より北の方へ向かいました日置町地内でも道路の拡幅工事が始まります。既に第1期工区は、測量も終わり、工事に入りますが、第2期工区として、日置町八幡宮より北へ700メートルほど津島境の西愛宕交差点までは先月の8月26日に地権者の住民説明会も終わりました。これから測量や土地買収が始まる場所ですが、この西愛宕交差点も、北進する場合に名古屋方面への右折帯をぜひとも設けるようお願いいたします。この日置町地内の道路は、交通安全施設整備事業ということで工事がなされるわけですが、ここ一、二年、北へ向かう車で非常によく渋滞するようになりました。右折帯をつくるには、何か条件とか規制があるのか、お尋ねいたします。

次に、主要地方道としましての県道甚目寺・佐織線のうち、尾西線の町方駅をまたぐ上が高架となっています。平成15年11月より開通していますが、残る2車線は高架上で工事が中断されたままになっております。西から東へ向かうとき、橋を下ってすぐの信号のところでは、時折交通事故も起こっているように聞いております。この跨線橋はいつごろ完成するのか、お尋ねいたします。

2番目の質問として、鷹場川周辺の整備についてお尋ねいたします。

新市建設計画の将来像として、「人と緑が織りなす環境文化都市愛西市」がまちづくりのテーマとなっています。水や緑などの豊かな自然の中で愛にあふれる生活を送ることができる快適環境都市の形成をうたっております。ここ鷹場川は、北側が八開地区、南が佐織地区となっており、今までは開発もままならなかったのでしょうか、護岸工事をしていないところが多くあります。鷹場川は、大雨のときには貯水池としての役割もありますが、ここで釣りを楽しむ人の姿も多く見られます。市の南の方に親水公園があれば、北に鷹場川水郷公園を考えてはどうでしょうか。水辺環境の維持・保全と水に親しめるよう整備をすれば、住民の憩いの場となり、皆が楽しめる場所となるのではないのでしょうか。

そして、近くに消防署の分署がありますが、そこから東へ300メートルほどのところに、土地改良で広くしたと聞いておりますが、現に広い道路が南北に走っております。そこを北へ向か

うとT字路になります。そこにかかる鷹場川の中橋は非常に狭く、消防車や救急車も通りにくい状況にあります。そこで、T字路のそばにあります本田公民館の西側から対岸へ真っ直ぐに橋をかけてはどうでしょうか。そうすれば緊急道路、または防災道路としての利用価値もあり、また総合的に環境対策としても考えられます。橋を有効に生かす方法を考えてはどうでしょうか。住民にとっても大変便利になると思いますが、市当局としての考えをお伺いいたします。

3番目の質問ですが、近藤紡績の解体及び跡地利用についてお尋ねいたします。

今、近藤紡績が解体工事を行っていますが、毎日物すごい騒音がいたします。ことしの6月末に、7月より解体工事に入る旨の回覧が住民に回されました。近藤紡績を壊すといううわさは以前よりありましたが、突然の解体工事で大変驚いています。すぐ近くの住民には業者がいさつ回りをされたようですが、騒音と粉じんは遠くまで風に乗って飛んできます。工事が工事だけに、あのような大きな作業について行政指導はどうなっているのでしょうか。住民からも苦情は寄せられているように聞いています。また、跡地利用についてはどう利用されるか、市は把握しておりますか。お尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、先ほどの御質問について御答弁をさせていただきます。

まず稲葉交差点の関係でございますが、これにつきましては、現在、県道部分について海部建設事務所で歩道工事が施行されております。右折帯を設けるような用地が確保されておられませんので、右折帯を設ける予定がないと県の方から伺っております。したがって、議員おっしゃいました、今からでもつくれないかという御質問をいただいたわけなんです、用地の確保ができておりませんので、右折帯を設ける予定はないということで、御答弁にかえさせていただきます。

それから2点目、議員の御質問の中でも述べておられますとおり、第2期の地区として現在工事は未着手でございますが、地元への説明は終えております。いわゆる津島境の方へ行ったところで右折帯はどうかというお話でございますが、これは当然津島市側との調整も必要になってきますが、今現在のところ、右折帯の計画がされているということは聞いておりません。

議員お尋ねの条件とか制約とかという御質問でございますが、これにつきましては、交通渋滞状況とか、それから用地の確保が必要となってまいります。

3点目の、主要地方道路の甚目寺・佐織線の跨線橋の御質問でございますが、これも議員述べておられるとおりで、平成15年11月に供用を開始しておりますが、県としましては、4車線化にすることは当面考えていないということであります。その理由といたしまして、県の方としても財政が大変厳しいということから、現段階では考えておりませんということでございました。しかしながら、当愛西市としては、早期完成をいただくように機会をとらえては県の方へ要望をいたしておりますので、申し添えさせていただきます。

したがって、議員の方からいつ完成するのかというお尋ねでございますが、現段階といたしましては、いつ計画どおりの完成を迎えるかということは御答弁しかねますので、お許し

をいただきたいと思います。

それから、大きい2点目の鷹場川周辺を水郷公園にということのお尋ねでございますが、現在のところ、そこを都市計画公園としての、いわゆる水郷公園化の計画は持っておりませんが、これは難しいんですけれども、防災の立場をとっていくのか、自然を考慮した水郷景観を生かせるようなものにしていくのかといった問題、どちらも重要性がございまして難しいということで私申し上げたんですが、これまでの実情や事業的なことなど、しばらく時間をいただいて研究をしてみたいと思います。

それから緊急車両等の関係で、その鷹場川に橋をどうかという御質問でございますが、市として新しく橋をかける考えは現在持っておりません。緊急車両の関係につきましては、後ほど消防長の方から御答弁、追加補足をさせていただきます。

それから、大きい3点目の近藤紡績の跡地の関係でございますが、取り壊しの行政指導の関係については市民生活部長の方から御答弁させていただきますが、私の方は、跡地の建設のお尋ねの件についてお答えをしたいと思います。

この跡地の建設計画については、ホームセンター等の商業複合施設を考えているというふう聞いておりますが、まだ具体的な話としては伺っておりませんので、このような御答弁しかできません。お許してください。以上でございます。

#### ○消防長（古川一己君）

それではお答えさせていただきます。

鷹場川に西川端地区と二子地区を結ぶ橋をかけたらということでございますけれども、当然橋をかけることによりまして、私どもの緊急時、時間の短縮につながることは明らかでございますが、現在、私どもの分署というものが佐織総合運動場の南に位置しておりまして、この二子町の方への出動につきましては、西回りといいますか、旧堤防ですね。それと東、西川端橋の方から進入する経路をとっておりまして、いずれにいたしましても5分エリアの地域でございます。よって、現在、私ども愛西市内では5分以上のエリアというものも多々ございます。よって、現在のところ、救急・火災という面においては、その地区に支障があるという考えは持っておりませんけれども、このような事業が計画されれば、その中で進めていただく分には私どもも大いに歓迎いたすところでございます。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

私の方から、建造物の撤去作業による騒音、粉じん等の対策についてということでお答えをさせていただきます。

近藤紡の建設の解体工事が7月中旬から行われておるわけでございますが、解体時の振動、粉じんの苦情が寄せられておるわけでございます。特に振動については何度か寄せられておるのが現状でございます。苦情が参りました都度、現場の責任者と現場において苦情の内容をお伝えして、指導をいたしておるのが現状でございます。振動については作業いたします重機の数、また粉じんについては適度な散水をしていただくようお願いを、また指導をいたしております。そのほかに周辺民家の見回り、また聞き取り等を行って対応するよう指導もいたしてお

るところでございます。

家屋解体は既にほぼ終わりかかっておりまして、今度は基礎部分のコンクリート撤去を行うため、振動の苦情だけになるとは思われますが、先日も現場責任者と話をしまして、重機の数を減らしていただくような対応もお願いを、また指導をいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

### ○23番（中村文子君）

ありがとうございました。

それではまず県道富島・津島線の稲葉町のところですが、今このところは、弥富インター近くに非常に多くの配送センターができて、トラックも非常に多く走行します。北への幹線道路として重要な役割を担っております。車がスムーズに走行できるためにも、渋滞箇所には右折帯が必要だと思います。

この稲葉町の交差点ですが、合併によりまして今の佐屋町役場が本庁舎となり、この周りには保育園だとか小・中学校、保健センター、図書館、公民館と非常に多くの公共施設もあって、この公民館では時折大きな催し事があります。今この公民館の東側では駐車場の拡張工事も始まりますし、ますます西への右折帯が必要とされますが、どうして当初そのあたりを考えて土地買収をしなかったのか。近くの住民に聞きましたが、以前からここは右折帯がぜひ欲しかったと。もう一遍わしのところを分けてやるよというようなお話も聞きましたが、そのことに関しましてちょっとお尋ねしましたら、再度同じ地主から土地買収をすると、今度は課税対象とされるというようにお聞きしましたが、そうでしょうか。もしそういうことであれば、課税の恩典を受けることはできないか、再度お尋ねいたします。

それから、同じく日置町地内の道路拡張についてですが、ここの愛宕町の交差点までは将来的にもぜひ右折帯を設けるようにしていただきたいと思います。この交通に関しましては、現代社会において非常に重要な課題と考えます。この道路問題に関しては、また最終議会の日に経済建設委員会より国に対しての意見書が提出されますけれども、今後よろしく御検討をお願いしたいと思います。その1点、再度お尋ねいたします。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

稲葉町の交差点の右折帯、地主が、分けてほしいという話なら分けてやると、ありがたいお話をお聞きしたわけなんです。議員御質問の中で述べておられますように、一事業については、いわゆる課税の特例措置については1回という形になっておりますので、同事業の中で再度課税上の恩典を受けることはできません。議員のおっしゃったとおりでございます。

### ○23番（中村文子君）

今、工事がまだ完成もしておらないさきからこんなことを言ってもあれですけども、こういうものをこれからつくる場合に、もうちょっと先を見越していろんな事業をしていただきたいと思います。

二つ目の質問ですけど、私ども新生クラブでは議会開催の前に勉強会をしておりますけれども、合併によりこの愛西市を全域的に知っておく必要があるということで、先般も皆で市内を

見て回りました。そのときに感じたことが今の甚目寺・佐織線の跨線橋と鷹場川の問題です。

そこで甚目寺・佐織線の件ですが、この高架について、既に供用になって以来3年を経過しておりますが、完成のめどが立たないということで、財政も厳しいというようなことでありますけれども、要するに既に4車線の計画というのは、必要性をどう考えたらいいか。必要性があったから4車線にしたのではないのでしょうか。住民もいつときも早い完成を待ち望んでおりますので、県の所轄であっても、愛西市を走る道路ですから、交通安全対策上からも4車線の早期完成を県の方へ要望していただいておりますが、景観も非常に悪いこともありますが、強く要望して下さることを切望いたしますが、よろしく願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

跨線橋の関係ですが、当時、計画の段階でどういうことでこういう形にされたか、私はその場におりませんでしたので定かではございませんが、ただ推測の域はどうしても脱することができませんが、新架橋が甚目寺・佐織線の延伸上にあるということも踏まえてああいった計画がされたのではないかなと思います。これは先ほどお断りを申し上げましたように私の推測の域は脱しません。したがって、現段階の交通量の中では、今の形で県の方としては行けるのではないかというお考えのもとに、現状しばらくあのままという御返事をいただいたように聞いております。

#### ○23番（中村文子君）

いつまでもああいう状況では、みんな住民の人はどうなっておるんだということをよく言われますので、とにかく県の方へいつときも早い要望を出していただきたいと思っております。

それから次は鷹場川についてですけれども、今、消防関係は西回り、東回りがあって、あまり問題ないというふうなお話でしたけれども、私も何度もあそこへ行きましたけど、とにかく私の小さな車でも非常にクランクしており、よその敷地を踏んで回らないことには回れないといったところで、あそこのあたりはどこへ回っても道が非常に狭いですね。そんなこともありますし、あの橋が非常に私は大きなネックじゃないかと思っております。先日もここで釣りをしておる人に、このあたりをきれいに整備したらどうですかねと言ったら、いいことだからぜひやってほしいというふうなお話も伺いましたし、あの半分は護岸がきちんと整備されておりますが、あと半分といいますか、橋から西の方は非常にヨシが生い茂っておりますが、このヨシ生えが悪いとは言いませんけれども、きちんと整備をしていただけたらと思うんですが、あれは川というか、池といいますか、何か地目は池というふうに聞いておりますが、地主はどのくらいあそこでは見えるのでしょうか。そしてその方たちは、恐らく税金は払っていらっしゃるのでしょうか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

大変勉強不足で申しわけございません。地主が何人お見えになるかという件と、それから課税状況の関係につきましては、ちょっと把握をしかねております。ただ、あそこの関係については、海部北西部地区の地盤沈下対策事業の中で一部護岸工事をしてはどうかという話も出たようでございますが、議員も御質問の中で述べておられるように、いろんな諸事情があって現

在に至っておるように聞いております。

### ○23番（中村文子君）

別に地形を変えるわけじゃなくて、あそこら辺一帯をきれいに整備をして、住民の憩いの場というふうで、周辺住民の利便性と、防災のためにもぜひ橋のかけかえを含めた鷹場川の開発を考慮してくださることをお願いいたします。

次に近藤紡績の件ですけれども、解体については特に特定建設作業実施届という認可だけでよいという説明を受けましたけれども、確かに私どもに参りました回覧文書には「騒音とか粉じん対策とか、危険防止対策、あるいは交通安全対策にも努めます」というように文書には書かれておりましたが、解体作業については住民説明の法的な義務はないかもしれませんが、やはり日置町とか柚木町の住民には事前に説明が欲しかったと思います。すぐ隣接する住民のところだけは業者が回られたそうですけれども、先ほども言いましたように、私のうちもあそこから何百メートルか離れておりますけれども、振動、騒音、粉じんもどうにか飛んできています。今の粉じんに対しては、散水をしながらやるように指導はされたそうですけれども、私のうちの粉じんはそう大したことはないんですが、そのすぐそばのうちのところは、一遍上がってきて見てちょうだいということで、ほこりが指でさっとやるとすぐつく程度ありましたし、それから解体作業のときでも、とてもうちにはおれんと。振動が物すごいんで、その間にはよそへ一日避難しておるといような状態もありましたし、そこは病人を抱えてみえましたが、せんだって病人がお亡くなりになったんで、その点はちょっと安心してみえますけれども、騒音とか振動に関しては、私どもせんだって日置の役員だけで業者を呼んで説明を聞きました。

そしてそのときにグラフを見せてもらいましたが、騒音、振動に関してはそのクリアはしておりますけれども、とにかく非常にすごい状況でございます。今、工事の進捗状況は65%ということだそうですが、先ほど市民生活・保健部長が言われましたように、今から基礎部分の解体も始まるそうですございます。一応10月20日に工事の完了予定とのことですが、こういう説明を事前に聞いておけば、私どものなるほどという理解はし得たと思います。

それから、この現場を訪れてある住民が聞いたところ、この粉じんの中にアスベストもあるということを知ったということで、子供が生まれたばかりで非常に心配だから、工事が終わるまでよそへ引っ越しをした方も見えます。今すごい音がしておるのは、何かバックホーという機械だそうですが、これは砕いたコンクリートをふるいにかけるというか、鉄と分別する機械だそうですが、とにかく一日じゅうすごい音がしておりますが、これによる後の産廃処理、鉄くずとか木くずとか、そういう産廃の処理などについても、市として行政指導を怠りなくしていただきたいと思いますが、そこら辺は把握してみえますか。

### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

議員おっしゃられたとおりでございます。先ほど来お話をしておるように、騒音については重機の数を減らしていただくような形で、また苦情が寄せられれば、当然私どもも現場に赴いて、すぐ対応するように現場の責任者に対してお話をし、対応しておるところでございます。

また、届け出の中にありますように、解体されたものの処理について適正に対応されておるものと、現在資料をちょっと持ち合わせておりませんが、されておると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

### ○23番（中村文子君）

そういう点でしっかりと産廃の処理の方も把握しておいていただきたいと思ひます。ある近くの住民ですけれども、とにかく何遍も苦情を言って、苦情を言った者勝ちかというような話も聞いておりますけれども、やはりしっかりと住民説明をしていただきたいと思ひます。

今この跡地に、先ほど言いましたようなホームセンターですか、そういうような複合商業施設ができるというようなお話もお聞きしましたけれども、パチンコ屋ができるとか映画館ができるとか、ショッピングセンターとか、住民の中でいろんなうわさが飛び交っております。住民は非常に不安に思っております。いずれにしても非常に大きな建物ができると思ひますが、建造物が決定次第、速やかに住民に説明をしていただきたいと思ひます。住民説明会をしっかりと設けていただいて、住民によく理解していただいてから工事に入るよう、今後も指導をよろしくお願ひいたします。

その次に私どもが心配しておりますことは、交通問題でございます。今、近藤紡績では、新しく土地を買収して専用の道路をつくるように聞いております。あそこから西の方へ旧の155号にぶつかるころまで土地買収をして、自分のところの専用の道路をつくるということだそうでございますが、まだ確定じゃないので、この辺も市の方で御答弁願ひたいと思ひますが、いずれにしてもそういう状況にありますと、今度は旧の155号の方が非常に狭いんですね。そんな大きな複合商業施設が出てきますと、また乗用車の数も非常にふえてくると思ひます。そういう交通状況も十分に注意されて、問題が起きないように行政指導をしていただきたいと思ひますが、このことについて再度御答弁をお願ひいたしまして、質問を終わります。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員御質問の中で述べられておりますように、専用道路という形ではございませんが、旧来の道路につなぐ、いわゆる2車線の道路をつくって、それを市の方へ寄附という形で、地域の方に御迷惑をかけないような配慮をしておみえになる、そういう状況にはあります。ただ、いわゆる敷地の中については、近藤紡専用といいますか、いわゆる企業用の道路といいますか、私道になりますが、一般道路への出入りの関係については、議員が今御質問の中で述べておられるとおりでございます。

ただ、質問の中でおっしゃってみえましたように、私どももできる限り地域の方に御迷惑をかけないような配慮をするようにお話はしておりますので、御理解をお願ひいたします。

### ○23番（中村文子君）

御答弁ありがとうございます。今の近藤紡績の跡地というのは非常に大きな敷地でございますが、私どもも今まで、近藤紡績が操業をやめて以来何年かたちますけれども、あそこに一体何ができるんだろう、どうなるんだろうということで毎日暮らしてまいりましたけれども、だんだんその目先が見えてきたような感じでございますけれども、今後ともそうした点で住民説

明をしっかりといただきたいと思います。もし先ほどの風俗のような、パチンコとか、そういうものが来るようであれば、ぜひより一層の行政指導をしていただきたいと思いますし、住民説明もしっかりと理解していただくように行政指導をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、23番・中村文子議員の質問をこれにて終わります。

ここで、お昼の休憩をとります。再開は午後1時半からいたします。よろしくお願いいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位11番の26番・宮本和子議員の質問を許します。

○26番（宮本和子君）

保険あって介護なしと言われないう、介護保険制度についてまずお尋ねいたします。

18日の敬老の日には、日本全国の65歳以上の高齢者は2,640万人、総人口の20.7%となり、75歳以上の後期高齢者は54万人ふえ、人口のほぼ10人に1人に当たります。日本は国際的にも最高水準の長寿国です。愛西市は、65歳以上1万3,300人で19.5%、5人に1人が高齢者。高齢者のいる世帯は45%で、そのうちひとり暮らし高齢者世帯は3割です。介護認定者は1,717人で、高齢者の8人に1人が要介護認定を受けています。愛西市は全国県平均より施設サービス利用者の割合が多くなっております。

そこで、昨年10月の介護保険制度の改正によって、施設でも、在宅でも、保険あって介護なしの状況が進行していると言われておりますが、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設での退所者については、6月議会ではないということですが、三つの施設での実態調査を行った結果、ないと言っているのか、在宅介護になった家族の負担とケアはどのようになっているのか。また、デイサービス、ショートステイの利用を控えたなど、実態の調査は行われているのか。今後、経済的な理由で施設から退所しなければならない人や、デイサービス、ショートステイなど、今まで利用していたサービスが受けられなくなった場合、今までどおりサービスが受けられるような市独自の対策を行う予定はあるのか、お尋ねいたします。

2点目、ことし10月から特殊ベッド、車いすの利用が要支援1・2、介護度1の利用制限額行われていますが、実態調査は行われているのでしょうか。利用制限が行われた方への自治体独自の対応制度はあるのか、お尋ねいたします。

次に、地域包括支援センターについてお尋ねいたします。

県内の地域包括センターの設置状況一覧表をみますと、愛西市は生活圈域数が4カ所あるのに市直営が1カ所しかなく、他の市町村を比較しても地域包括支援センターの不足が考え

られます。今後、全地域に地域包括支援センターとしての介護予防プランの作成や介護予防のサービス、地域支援事業など、一般高齢者や特定高齢者へのサービスを行うなどの目的を達することができると考えておられるのでしょうか。市直営のサブセンターを設立する必要があると思いますが、見解をお聞かせください。

次に、現在、愛西市では5ヵ所の在宅介護支援センターで高齢者の総合的な相談や、虐待防止など権利擁護の役割などが行われておりますが、地域包括支援センターとの役割を共有する部分も出てくると思いますが、在宅介護支援センターを地域包括支援センターのサブセンターとして設置する方向で進めることができないのでしょうか、見解をお聞かせください。

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いについてお尋ねいたします。

昨年の9月にもこの質問を行いました、その後どのように検討されているのでしょうか。住宅改修費を20万円、福祉用具購入は10万円限度で利用できますが、全額を負担することは高齢者にとっても大きな負担です。他のサービスは1割を支払えばサービスを受けることができるわけですから、住宅改修費、福祉用具購入費も同じように1割負担して払うというサービスを受けられるよう、受領委任払いにしていきたいと考えます。

2点目の、子供の安全確保と学校施設の安全管理についてお尋ねをいたします。

日本の犯罪状況は、その総件数においても、発生率においても、戦後経験したことがない様相を呈しております。犯罪件数の急激な増加のほかに、いま一つ国民の不安をかき立てるものに検挙率の急激な低下があります。戦後一貫して50%以上あった検挙率が、最近ではついに2割台へと落ち込んでいます。昨年の栃木県でありました小学校1年の女子が殺された事件は、まだ犯人が見つかっていない状況です。最近では子供が両親を、親が子供を殺害するなど、痛ましい事件も次々に起こり、少子化が叫ばれている中で子供たちを健全に育てることがいかに大切か問われています。

第1の問題として、人間の命をもっと大切にす社会規範の確立です。社会が犯罪多発化に向かうことは、社会がそれだけ人間の心と命を軽視する方向へと向かっていることであります。人間が人間の命を奪う戦争やテロも、いかなる理由をつけようとも許さない、そうした社会に向けて日々努力する中で子供たちは育てなければならない。

二つの問題として、市場原理、競争原理を至上目的としたストレス型社会を是正する必要があります。働く現場でのストレスが蓄積し、大人も子供も、より弱い立場の子供たちにそのはげ口を求めて、多種多様な事件が起きています。

第3の問題は、戦後、高度経済成長期からバブル期を経て、バブルがはじけて、自民党政治の中で、今、弱者がますます貧困になり、マネーゲームで富を生む仕掛けなどによってますます広がる格差社会の中で、今大切なことは、経済的な側面に偏重した生活から脱して、人間同士が助け合い、支え合い、ともに生きる社会を構築することが一番求められているのではないのでしょうか。

子供たちは次代を担う人間として、人格の全面発達を促す環境づくりの中で、子供を取り巻く安全・安心なまちづくりの問題を扱うという視点を貫くことだと考えますが、子供の安全・

安心対策の基本的な考え方について、まず教育長に見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、昨年12月にも安全・安心なまちを子供たちへという問題で質問いたしましたが、その後、地域の見守り隊、防犯パトロール、安全マップの作成などの取り組み状況はどのようになりましたか。また、愛知県がスクールガード事業を行っていますが、愛西市での取り組み状況についてお聞かせください。

次に、学校施設の安全管理についてお尋ねをいたします。

この夏、市民プールで児童が排水口に吸い込まれて死亡するという、起こってはならない痛ましい事故が起きました。市内の学校プール、市営プールでの安全対策について聞いたところ、八開中学校ではプールの排水口が、外ぶたは置かれているだけで、ボルトなしで、内側の吸い込み防止金具も未固定で、老朽化のために取り外してあることが判明いたしました。八開中学校は、現在、急遽修繕項目に入れ、緊急修理することになりました。愛西市には小学校12校、中学校5校、佐織の緑苑プール、佐屋プールがありますが、八開中学以外にも佐屋小、立田南部小、八輪小、開治小の四つの小学校で不備が見つかりましたが、今後の改修計画はどのようになっていますか。遊具や学校施設での事故やけがの状況はどのようになっていますか。遊具や体育用具、学校施設の安全点検はどのように行われていますか、お尋ねいたします。

次に、身体障害者やけがなど、児童にとって和式トイレは苦痛でございます。洋式トイレは各学校のすべての校舎、すべての階に洋式のトイレが設置されているのでしょうか、お尋ねいたします。

小・中学校は、災害時に避難所にもなっており、地震や災害が起きたとき子供たちの安全を守るばかりでなく、地域住民を巻き込むこととなります。学校施設の耐震化はどの施設より先駆けて耐震改築、補修がされていますが、現在、どこまで耐震改善が行われているのか、今後の整備計画があればお聞かせください。

以上、あとは自席に着いてお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

御質問にお答えさせていただきます。

保険あって介護なしの状況が進行しているのかとの御質問でございますが、在宅サービスのうち、デイサービス、ショートステイサービスの個別の調査は実施しておりません。

次に、施設サービス（老人福祉施設、老人保健施設、介護療養型医療施設）については、制度改正に伴い、利用者の退所やトラブルがあったとの情報は聞いておりません。また、全般的な制度改正に伴う内容についての問い合わせは受けておりますが、介護サービスの利用を控えたなどの苦情は聞いておりません。

次に二つ目でございますが、制度改正により、既に福祉用具の貸与を受けていた利用者につきましては、4月から9月30日までの経過措置がございました。御質問の実態調査は実施しておりませんが、経過措置の対象者の把握はしております。この経過措置が切れるまでの対応としては、要支援の方につきましては地域包括支援センターの保健師などが、要介護1の認定者につきましては居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、保険給付の対象にならない場合の

理由を利用者及び家族に対して丁寧に説明しており、御理解をいただいております。今後どのようにしたらよいかについては、個別の事例に応じて相談に乗ってまいりたいと思います。

また、市独自の貸与制度等につきましては、現在のところ考えておりません。

続きまして、包括支援センターの関係でございます。

現在、愛西市では直営で1ヵ所センターを設置しております。人員配置は、保健師3名、社会福祉士1名、歯科衛生士1名、事務職員2名及び臨時職員2名、これは保健師1名と看護師1名です。新予防給付対象者のケアプランは、居宅介護支援事業所にほとんど委託で来ております。特定高齢者の方については地域包括支援センターでケアプランを作成し、地域支援事業による介護予防事業へ参加していただきます。介護予防事業には、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等を実施予定です。

次の(2)でございますが、在宅介護支援センターは市内5ヵ所あり、地域包括支援センターの窓口としての役割があり、24時間で介護の相談の受け付けをしております。在宅介護支援センターで受けた相談で、困難事例等は即座に地域包括支援センターへ報告を受け、対応させていただいております。

三つ目の住宅改修の関係でございます。住宅改修の受領委任払い制度につきましては、前向きに検討を進めておりますが、制度の導入にはサービス提供事業者を特定する必要があります。当市の既申請内容を確認しますと、市外の大きな工務店や介護専門の住宅改修業者が大部分を占め、市内におきましては身近な小規模の工務店が多く、業者の事業規模がさまざまであると認識しております。したがって、仮に実施した場合、市外の業者が大部分を占めるような受領委任名簿になるのではないかと懸念もありますので、この辺を慎重に対応しなければならないと考えております。いずれにいたしましても、利用者本人の立場に立ち考えたいと思いますので、その取扱業者の指定方法などにつきましては、福祉用具購入費とあわせて、今後よく検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

#### ○教育長（青木萬生君）

二つ目の、子供の安全確保についてお答えをさせていただきます。

命にかかわることですので、やはり最優先でいろんな方面の協力を得ながら進めるべきであると考えております。なお、具体的には部長の方から答弁をさせていただきますので、よろしく願いします。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは、私の方から、子供の安全確保についてという最初の御答弁をさせていただきます。

まず安全マップ、そして県のスクールガード事業を含めての御答弁になるかと思いますが、子供たちが安心して教育を受けられるように、家庭、そして地域と連携をしながら、学校や通学路におけます安全管理を図ることは、極めて重要かつ喫緊の課題であると考えております。とりわけ通学路におけますところの児童の安全確保につきましては、最重要課題として対策を講じてまいりました。そして、この17年度末の段階でございますが、既に小学校区において通学路の要注意箇所の把握等、安全点検を実施いたしております。これに伴いまして、安全マッ

プも各学校でそれぞれ作成をいただいております。

次に、今年度に入りまして実質的に整備をしてまいりましたのがスクールガード（学校安全ボランティア）によります見守り活動でございます。今年度から愛西市も地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の学校安全推進地域に指定をされております。そこで、スクールガードリーダーが愛西市に1人配属になっております。この方に小学校に対して巡回指導を実施していただいております。巡回指導では、主にスクールガードへの警備上のポイントですとか、不審者対策についての指導をいただいております。加えて、あらゆる学校安全体制に対しても指導・助言をいただいております。

そして、スクールガードでございますが、各学校の実情に応じてそれぞれの学校で組織をされております。現在、母体はPTAの皆さん方でございます。そしてまたPTAの皆さん方以外にも、個人、そして団体としてこのボランティアに順次登録をしていただくような形を今現在とっております。そうした中で、市の総務課の防犯担当とも連携をいたしまして、広報活動等を進めているところでございます。ちょっと時期は古いかもしれませんが、6月末の段階で、学校の方からはこの登録団体が313名というふうに伺っております。この夏休みを過ぎた段階では400名を超えておるかというふうにも思っております。

そして、スクールガードの主な活動は、児童の登下校時の通学路の巡回でございます。校門での立ち番や校内巡視、校外学習の付き添い等、各校の実情に応じた取り組みがなされております。今後も子供の安全確保につきましては、学校、家庭だけではなく、地域も含めた中で安全体制を確立できるように取り組みを強化していきたいというふうに考えております。

次に学校施設の安全管理についてということで、学校のプールや市営プールの安全対策についてという御質問だったかと思えます。

議員から御指摘がございましたように、不備のあった学校の今後の改修計画ということでございますが、まず八開中学校におきましては、御指摘をいただきましたようにきちんとした形がとられておりませんでしたので、本年のプール指導が終わった後、プールの改修工事に当たりました。8月のプールの改修に合わせて改修を済ませております。ほかの学校でございますが、この後、佐屋小学校、立田南部小学校、八輪小学校、開治小学校につきまして、それぞれ一部不備がございますので、この残りの小学校につきましては、来年のプール開きの時期までには、きちんとした改修をさせていただきたいと考えております。

次に、学校の遊具や学校施設での事故やけがの状況というような御質問だったかと思えますが、まず、今現在学校で行っております体育用具及び遊具は、常に安全に使用できるように細部にわたって気を使ってやっておるわけでございますが、まず教育委員会といたしましては、委託業者に保守点検を委託しまして、年6回の点検をしております。また学校の先生方にも、校務主任の先生、または体育主任の先生方が月1回程度、目視において点検を行っていただいているのが現状でございます。

そして、そうしたことによりますけがの状況ということでございますが、平成17年度中に、日本スポーツ振興センターというところで保険を掛けておりますが、こちらの方でこうしたも

のによりますけがの状況でございますが、まず遊具によりますものは、ブランコですとか、ジャングルジムから落ちたというのが小学校の方で30件ほどございました。そして学校施設によるものと思われるものが、階段から滑ったりして足を踏み外したりしたものが小学校で7件、中学校でも2件ほどございました。けがの状況につきましては、いずれもすり傷、打ち身程度のものでございます。そして、先ほど申し上げました日本スポーツ振興センターへの請求件数でございますが、ちなみに小学校で498件、中学校で359件ございました。

次に、各小・中学校の身体障害者児童に対する洋式トイレ等の設置の状況でございますが、現在、学校施設の現状としましては、全小学校、中学校にそれぞれ洋式トイレが設置されております。また、スロープですとか障害者トイレ、手すり、点字ブロック、一部にエレベーター、車いす用の昇降機など、それぞれの学校、そして障害者の方に合わせた措置を講じております。現在通学されている児童・生徒の状態に合わせて、できる限り施設の改修を行っておるつもりでございます。今後も学校施設のバリアフリー化には努めてまいりたいというふうにも考えております。

最後に、学校の耐震補強の御質問でございますが、学校施設は、当然児童・生徒の学習、生活の場として、豊かな人間性をはぐくむための教育環境として重要な意義を持っておると思っております。そして、現在、安全判断の基準であります耐震診断でございますが、平成17年度をもちましてすべての小学校・中学校が終わった段階でございます。そして耐震化事業によりましても、旧4カ町村の時代を含めまして、平成15年度から進めてまいっております。そして、愛西市での耐震化の現状でございますが、本年度末、小学校におきましては、棟別棟数で、校舎全体で34棟中18棟が整備できる状況で、割合にいたしまして53%ほどの進捗率でございます。そして中学校でございますが、同じく中学校でも棟別で校舎が13棟ございます。その中の9棟の整備が終わる予定でございます。割合でいきますと69%ほど整備がなされた状況になるわけでございます。こうした今現在の状況でございます。早期に学校施設の耐震性能の向上を図る上からも、必要度の高いものから順次整備を進めさせていただいております。引き続き、今後5年間をめどといたしまして耐震化整備基本計画を進めてまいりたいと考えております。

ちなみに来年度の予定でございますが、永和小学校の屋内体育館、そして立田南部小学校の屋内体育館、そして草平小学校の校舎の一部、永和中学校の校舎、そして佐織西中学校の校舎と屋内体育館の予定を持っております。以上でございます。

## ○26番（宮本和子君）

ちょっと答弁漏れがあるので、まずそちらからきちんとお答えを願いたいと思いますが、介護の方の問題で、最初のところで、今までどおりサービスが受けられるような市独自の対策を行う予定があるのかというところが、まだお答えいただいていないかと思っております。それから、在宅介護支援センターが地域包括支援センターのサブセンターとして設置する方向で進めることのできないかという、この2点がちょっと答弁漏れになっておりますので、その2点をまず答弁をお願いします。

## ○高齢福祉課長（石黒貞明君）

今までどおりのサービスということで、市独自のサービスの考えはないのかということですが、基本的には現状の制度に基づいて実施させていただきたいということですが、市独自のサービスについては考えておりません。

それと、在介をサブセンターにということですが、在宅介護支援センターにつきましては、現状、地域包括支援センターのブランチということで、先ほども部長の方から答弁させていただいたんですけれども、相談窓口ということで、現状はそういうふうになっております。それで、私ども毎月1回ですけれども、高齢福祉課と在宅介護支援センターの連絡会議を設けさせていただいております。その中で種々の事案等も検討させていただいております。現在のところ、在宅介護支援センターをサブセンターに格上げということは考えておりません。以上でございます。

## ○26番（宮本和子君）

では、再質問をさせていただきます。

先ほども、10月からの関係でも施設での実態調査もしていない。それから、退所しなければ状況もつかんでいない。それからデイサービスやショートステイなど、今まで利用していたサービスが受けられなくなった場合についても、何も実態が把握されていない。こういった状況が今の愛西市の状況かなと思うんですよね。そうしますと、高齢者の計画なんかいろいろつくっても、やっぱり高齢者の実態がきちんとつかまれていない段階で計画を幾らつくっても、それは具体的になりませんよね。そういう点では、本当に今高齢者がどういうことに困っているのか、そういった実態をきちんと把握することから進めなければ、計画もつくれませんし、愛西市でいろんな住民の声や困っていることの実態がわからずして、施策というのは進めることはできないと思うんですよね。

実際にベッドや車いすの問題でも、私のところには本当に困って連絡もありますし、そういう点では、やはりそういった窓口になかなか連絡が、在宅介護支援センターでもきちんとブランチとして相談窓口があるのに相談が来ない。これでは相談をしなければ実態は把握できないということになりますので、やっぱりそういう形では実態調査はできないということなんですよ。だから、そういった点では、それじゃあどうやって実態調査を進めるのが一番いいのか、その点から、まず具体的にどういった実態調査をすれば高齢者の実態がわかるのか、生活実態も含めて調査しないとわからないと思うんですよね。今度のベッドの問題でも、本当に何件かの方が困っているわけで、実際には市の独自は何も考えていないということで、貸与制度については何もないとおっしゃるんですが、8月号の社会福祉協議会の中の、ベッドを、佐織の地域では幾つかありますので、ぜひ取りに来てくださいますか、それから10月には社会福祉協議会の中から「譲ります、譲ってください」ということで、自宅にあるベッドや車いすを登録して欲しい方に届けてくれるとか、そういう制度を具体的に社会福祉協議会が進めておるんですが、そういう実態は何も市としてはつかんでおられないのでしょうか。それと、実態把握について、今後どうしていくのかということはどう考えているか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

### ○高齢福祉課長（石黒貞明君）

実態把握でございますけれども、私ども地域包括支援センターを設置しております。そこで各御家庭を回ってみえるケアマネジャー等とは十分密に連絡をとっておりますので、そういった相談ごとがあったといたしましても、センターの保健師、ケアマネ、社会福祉士が十分把握しておると思います。

それと、あと社会福祉協議会のやりとりでございますけれども、ベッド等、この間も広報に載ってございましたけれども、私どもの方へそういった御相談等がありましたときには、社会福祉協議会がそういうことをやっておみえになりますというような事業の紹介もさせていただいておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、福祉用具の貸与の関係でございますけれども、先ほど、私どもでは独自の制度は設けないということでございましたけれども、あくまでも国の制度にのっとりまして、要所要所の自立支援に十分な効果を上げる観点から、国の現行制度により実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

### ○26番（宮本和子君）

私は、社会福祉協議会で、ベッドとかを提供したり、譲ったり、リサイクル事業を進めるといことは、これは市の高齢福祉課の方から、もう6月の議会の中で私が指摘したところで、そういったことで社会福祉協議会にお願ひして、そういう事業ができるようになったかなあとということですごく喜んではいたんですが、市からお願ひして、そういう制度を復活していただくというお話は何もなかったんですか。

### ○福祉部長（水谷 正君）

特にそういった意見はございませんでした。なお、紹介はしております。先ほどから申し上げておりますように、社会福祉協議会とは連携を密にとって進んでいるというのが現状でございます。

### ○26番（宮本和子君）

連携がとれているにしては、そういうことをやっているという紹介を私は先にお話があると思ったんですが、そういう点では、連携がとれてこれからやっていきたいということなのか、今までも連携がとれてやっているというふうには、今のところちょっと考えられないなと思ったんですが。

それから地域包括支援センターの問題ですが、先ほど私もサブセンターが、今当面は1ヵ所で直営でやっていくということですが、在宅支援センターと連携はしているけれども、四つの生活圏域があるわけですね。やはりそういったそれぞれの地域のきちんとしたサブセンターを通じて、それぞれ一つの中心的な直営のセンターからサブセンターへ、具体的にそれぞれの地域で介護予防がきちんと行われて、一般高齢者や特定高齢者へのサービスが具体的に行われる必要があると思いますが、そういう点、サブセンターをつくる計画は持っておられませんでしょうか。

### ○福祉部長（水谷 正君）

先ほど御答弁させていただきましたように、当面の間につきましては、サブセンターというものは考えておりません。在宅介護支援センターで受けた相談で、困難な事例等につきましては地域包括支援センターへ報告をして、対応をしてまいりたいということでございます。

**○26番（宮本和子君）**

当面は考えないけど、将来的には考えていくということですか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

将来的にはということでございますが、当面という表現がまずかったかもわかりませんが、しばらくの間は現状のままで進めてまいりたいということを考えております。

**○26番（宮本和子君）**

だから、将来的にはと言っているから、そののところだけ答えていただければ結構です。

**○高齢福祉課長（石黒貞明君）**

地域包括支援センターにつきましては、現状1カ所ということでございますけれども、比較的大きな包括センターを1カ所設ければ、事業が軌道に乗るまでは、全域カバーができれば1カ所でもいいよというようなことがあります。当然私どもセンターの設置につきましては、全域をカバーするというので、職員の配置につきましても多く配置させていただいております。現状でございますけれども、だんだん高齢化していくと思います。現状1カ所でございますけれども、将来的には複数のセンターになることも考えられますので、よろしく願いをいたします。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、これから団塊の世代も含めて高齢化はどんどん進む状況にありますので、やはりサブセンターもつくっていただいて、全地域にきちんとした包括支援センターの事業が行き届くようお願いしたいと思います。

それから、住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いですが、今前向きに考えておられるということで、津島市では、住宅改修などについては地域の工務店などをお願いして、特例でそういう事業をやっているということを聞いているんですが、そういう点ではそういう津島方式でやることは考えておられるのでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

御答弁させていただきます。

津島市の実態と同じようにやるのかということでございますけど、例えば実施するとしましても、やはり津島市の現在やっておるようなものとは若干変わるのではないかとということで、先ほどの答弁と同じになりますが、津島市の実態をよく調べまして、愛西市としてやっていく上ではよく検討したいと考えております。

**○26番（宮本和子君）**

では、これを来年度からやれるような形で前向きに検討をされているのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

来年度からと言われますが、現在そこまでは考えておりません。愛西市として近隣のやってみえる実態、中身が愛西市に即当てはまるとは限らないと思います。よく検討して考えたいということを思っております。

**○26番（宮本和子君）**

もう既に検討をされて前向きに考えておられるわけですから、やはりある一定の見通しを持って検討が進んでいるというふうには私は判断いたしますが、その点は津島市のことも勉強していただいて検討されていると思うので、愛西市らしいやり方でいつごろまでにという目標を持って検討されていると思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

先ほども御答弁させていただきましたように、津島市のやっている実態をそのまま愛西市に当てはめるということは、やはり違う面も検討しております。ですから、いつからと言われましても、それが数年になるのか、何年か先ということはお答え申し上げられませんが、とにかく愛西市の実態に合ったような受領委任払いの検討をして、その時期が参りましたら、そのように制度をつくりまして、サービスにこたえたいということを考えております。

**○26番（宮本和子君）**

この問題はお金が要る話じゃないんですね。結局、一時立てかえるお金はありますが、またすぐ二、三ヶ月で戻ってくる話なんですよ。それが五、六年か、いつになるか、それでは前向きに考えている話には全然なりません。だから、そういう点では早急に、来年、それができなかつたら再来年ぐらいまでにはせめてね。来年でも今から準備すれば十分できる話ですよ。だから、そういう点ではぜひ早急に、そんな五、六年なんてとても待てません。高齢者は待てませんから、順番に介護もひどくなるし、そういう点では高齢者のことは待っていただけませんから、早急にぜひこの問題は最優先で検討していただきたいと思います。

次に子供の安全確保と学校施設の問題ですけれども、この問題ではスクールガード事業ということで相当具体的に、各地域の見守り隊とか、そういったところも連携をとりながら進められておるようではございますけれども、また永和台でも行っておりますが、その関係では直接私も協力しているんですから、スクールガードの事業との関連についてはまだ具体的にはお話を聞いていない関係がありますが、どこまで地域の防犯パトロールや見守り隊との連携がとられているのか、その点をお聞かせ願いたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

今、防犯の関係で私ども総務の方がつかんでおりますのは、6個人、13団体という形で、登録人数だけでいきますと800名ほどの方が現時点では私どもとして把握しております。

今、連携ということでございますが、今の見守り隊、防犯を主眼として私どもが把握している中で、スクールガードの中に御登録をいただいている方も多々あります。この部分においては、半数以上が八重ているのではないかというふうには、教育の方との話の中でそのように承っております。今後ともその両面で、私どもに登録されてみえる方においても、時間の許す限りそちらの方の対応がされればという形でお進めをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、地域で子供をめぐって本当に子供たちが安全で通学できるような体制をとっていただくということは大変必要なことだと思います。

一つ私がそこで気がかりなのは、やはりボランティアですが、事故にどういう形で巻き込まれるかわからないし、高齢者の方もたくさん参加してみえますので、そういう点ではやはりきちんと保険などを掛けていただいて、万が一の事故に備えていく必要があると思うんですが、その点はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

**○教育部長（八木富夫君）**

まず、学校の方の関係でお話をさせていただきますと、先ほども御答弁させていただきましたように、このスクールガード、ほとんど今現在母体がPTAということで御説明を申し上げたかと思います。PTAの方につきましては、学校の方のPTA活動の保険がございまして、そちらの方の保険にすべて入っておっていただくというのが現在の状況でございます。

**○総務部長（中野正三君）**

前に宮本議員だったかどなたからかその御質問があったかと思いますが、現時点ではそれに対する保険というものは入ってございません。ただ、新年度に向けてそのことの検討には入らせていただいております。これも予算の関係もありますので、今申し上げましたスクールガードと八重ている部分において、その辺の人数の把握等もして、予算の方に向けて考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

では、ぜひ新年度に向けて防犯パトロールの方への保険をきちっと掛けていただきますようよろしくお願いいたします。

それから学校施設の安全管理ですけれども、一応きちっと保守点検もし、プールについても来年度のプール開きまでにきちっと改修が行われるということで、せっかく外での安全をある一定地域の協力を得られたとしても、やはり学校の中でそういった事故が起きてしまうということは大変なことで、そういう点では学校施設の安全点検は今後もしっかりとやっていただきたいと思います。私も子供たちの事故が857人とは随分多いなあという感じで、今のところ保険が掛かってとか、大きな事故につながることはないようですけれども、事故につながらないことをぜひ願っております。

それから洋式トイレの関係ですけれども、全体で今どのくらいの洋式トイレか、まあ各階や各トイレに一つあれば十分だとは思いますが、そういう比率でいくと今どのくらいの設置状況になるのでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

洋式トイレにつきましては、それぞれの学校の各階、1階、2階、3階と建物があるかと思いますが、そのトイレに必ず一つはついているというのか現状でございます。

**○26番（宮本和子君）**

各階にはあるけれども、各トイレに一つずつ、幾つかあると思うんですが、それには一つあるとは限らないということですよ。

○教育部長（八木富夫君）

それぞれ学校のトイレ、男子トイレ、女子トイレがあるかと思いますが、そのトイレに、必ず男子用のトイレであれば男子用のトイレの一つはついております。ですから、トイレがあるところには必ず洋式トイレは一つついております。

○26番（宮本和子君）

次に耐震の問題ですけれども、今改修が済んでいる建物はどんどん5年計画でやっていかれるということですが、もうこの建物は改修してもだめという建物も、たしか佐屋町でも当時の改修診断の結果出たところがあったわけですけど、改築でなく全部作り直さなきゃいけないところもあると思うんですが、そういったところについて、今どのような検討をされておりますか。

○教育部長（八木富夫君）

現在、愛西市の耐震計画といたしますか、先ほど議員おっしゃられましたように建てかえの計画については、現段階では持っておりません。それぞれ耐震診断結果を受けまして、国が示しておりますI S値0.7を上回る耐震性のある建物に補強を今後していくというのが計画でございます。

○26番（宮本和子君）

では、補強してもだめという校舎はないということですか。

○教育部長（八木富夫君）

今の耐震診断の結果を受けた段階では、補強をすればある程度の強度が保たれるということで、建てかえる計画は現在のところ持っておりません。

○26番（宮本和子君）

私は、佐屋町時代も幾つかこの問題で質問したときには、Cランクだったですかね、それが幾つかありまして、その建物はもう改修してもだめだと、建てかえないとだめだという校舎があったはずですよ。だから、そこら辺のことは市として把握してみえないのか、改修すれば何とかなるという校舎ばかりではなかったと思うんですが、そういう点もう一度校舎の関係は調べていただいて、どうなっているのか、建てかえをしなきゃいけない校舎がたしかあったと思いますが、全然ないんですか。

○教育部長（八木富夫君）

先ほど御答弁させていただきましたような認識でおりますので、議員おっしゃいます関係につきましては、旧佐屋町時代のことかと思っておりますので、再度、この後一度担当の方に確認をしたいというふうに考えております。

○26番（宮本和子君）

子供の問題は、本当に安心・安全ということが大切なことですよ、子供たちが学校内外で巻き込まれる事故・事件が本当に多発しているということで、少子化が叫ばれているこんな時代

だからこそ、この世に生を受けて事故や事件で子供たちの大切な命が奪われることのないように、ぜひ今後もしていただきたいと思います。

最後に、高齢化も含めて、少子化も含めて、少し市長にお尋ねをしたいんですけれども、本当に少子化は是正をされなければなりません、高齢化は人類の大きな成果であり、祝福すべき世界の流れでもあります。今国連は、高齢者の増加に対応して、高齢者の力を将来の発展の強力な源泉と位置づける方針を出しております。自立、参加、ケア、自己表現、尊厳という高齢者のための国連原則の上に立って、高齢者の技能、経験、知恵を社会に生かそうという方向でございます。ちょっと大げさですけども、元気な高齢者は大いにその力を発揮し、介護が必要な人には、保険あって介護なしの介護保険制度、そして高齢者に冷たい愛西市と言われないように、さすが愛西市に住んでよかったと言える介護制度にしていいただきたいと思いますが、最後に市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

子供からお年寄りまでという安全面の御指摘であります。まさに日本の歴史の中で、子供の、あるいは学生・児童の安全面でも本当に治安がよくていい形で来たわけですが、近年聞きますと、そうした治安のよさが今あるのであるけれども、海外では親さんが責任を持って学校まで、あるいはスクールバスまではそうなんだそうです。アメリカ、イギリスなどのお話でそんなことも聞くわけですが、それもそれぞれの歴史があってと思いますし、高齢化社会の中でも、介護保険も相互互助というとらえ方の中でスタートしたころ、あるいはしばらく前までは介護保険を大変喜ばれて耳にもしました。ありがたい政策だということではありますが、法の改正などで大変厳しい状況であることも事実であります。御指摘いただいた他の市町でいいことを進めているところもあることを承知しておりますけれども、本市ででき得る現在の形を維持しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

#### ○教育部長（八木富夫君）

先ほどの建てかえの件でございますが、今担当者の方からお聞きをいたしますと、旧佐屋町の当時は、Cランクと議員おっしゃって見えましたがようなランクづけがあったようでございまして、その当時は、Cランクにつきましては補助の対象とならないというようなことから、当時検討をされておったということをご承知をいたしました。ですが、耐震的に建てかえなければいけないという数字ではないというふうに判断をいたしますので、今後は耐震補強という形で行っていく計画をお願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、26番・宮本和子議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとりまして、2時40分から再開をさせていただきます。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位12番の8番・田中秀彦議員の質問を許します。

○8番（田中秀彦君）

議長のお許しをいただきました。大項目で2点質問をさせていただきます。

それでは質問をさせていただきます。

1点目の、愛西市の行政運営についてでございます。

小項目1番の、行政運営の迅速性を図れという内容でございますが、4町村が対等合併をし、はや2年半を経過いたしました。また、八木市長が市民より選挙にて選出され、八木市政となりましてから約1年半経過をいたしました。愛西市の行政運営に際し、4町村合併の寄り合い世帯であり、行政の意志統一と意見集約に多少の時間を要することは理解いたします。しかし、特に申し上げたいのは、合併の合意事項であります立田、八開地区の巡回バスや地域間格差の洗い出し、あるいは是正については早急に実施すべきであると考えますが、まずこの点について市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、八木市政となりまして約1年半経過をいたしました。今日的な市民の要望・要請は、私は愛西市の将来ビジョンを明示する時期ではないのかと考えます。行政当局は、現在、約30近くの各種審議会、委員会、協議会を設置し審議中ではありますが、できる限り迅速に意見集約をし、結論を導き、そして行政運営に反映・実施すべきと考えるが、これもあわせて市長にお尋ねをいたします。

それと、愛西市の将来展望にかかわる30近くの各種審議会、委員会がございますが、特に愛西市の将来展望にかかわる愛西市行政改革推進委員会、あるいは愛西市総合計画審議会、それから都市計画審議会、それから愛西市防災会議の進捗状況を関係部長にお尋ねいたします。

次に、2番目でございます。各支所の活性化を図れという内容でございます。

愛西市は、分庁形式により各支所に支所長以下相当数の職員配置がなされております。各支所には、現在、支所長を含めて佐屋庁舎には23人、立田庁舎には15人、八開庁舎には16人、佐織庁舎には13人、合計63人の職員が配置されております。地域市民課、地域振興課、地域福祉課のこの67人で業務を行っていること承知しておりますが、支所長には大変耳の痛いお話であると思いますが、一般市民より支所の仕事の内容について、あるいは市民の目から見て積極性に乏しく、活性化が図られていないとよく指摘を受けますが、そこで支所長に支所の基本的な運営方法についてお尋ねをいたしたいと思います。あわせて、市長、または助役で結構ですが、各支所の位置づけ、あり方についてもお尋ねをいたしたいと思います。

それから3点目の、市民団体の施設利用についてでございます。

愛西市の文化協会など各種団体への市施設利用については、各種団体の特殊性、地域性を考慮し、市施設の有効利用を図るべきと考える。先般も八開地区文化協会より、加盟20団体とその地区総代、あるいは地区議員の署名を添えて8月に陳情書が提出されました。さきの条例改正、条例制定によりまして、八開地区の文化協会を含む商工会、あるいは婦人会、農業団体の会議、あるいは行事・催事は農業管理センター1ヵ所のみとなっております。文化協会、各種団体の希望の時間がなかなかとれないという苦情が寄せられております。また、農業センター

では、防音、あるいは音響効果、音響設備がないために、コーラスとか、詩吟とか民謡、大正琴など、音を出すクラブにとって、音が非常に反響し練習がなかなかしにくい、また本当の練習にならないという声を聞いております。また、農業施設にはジャズダンスとか、太極拳もそこで行っておるわけなんです、床が畳であるわけです。そして非常に横幅が狭いわけですから、太極拳、あるいはジャズダンスの練習にも支障を来すというような現状であります。過去、八開地区においては庁舎東の集会室及び福祉センターの2カ所を使用して文化協会等に利用していただいていたわけですが、今回の制度改正によりまして農業センター1カ所のみでの使用となったわけですが、八開地区の現状を考慮し、現在あまり利用されていない八開庁舎東側の集会施設をぜひ利用できるように御配慮願いたいと思っております。

次に、大項目の2点目、愛西市の地域づくりについてでございますが、団塊世代の退職後の協力・協働についてでございます。

これは、さきにシルバー人材センター広報に載っておりました、市長がここの中であいさつをされておりますが、「市でも合併して2年目を迎えました、まだまだできないこともたくさんあります。市民の皆様方の御理解、あるいはいろいろな団体の御協力を得て行わなければなりません。これから団塊の世代が定年を迎えます。シルバー人材センターが受け皿となり、皆様とともに活躍の場としていただきたいと思っております」とあいさつをされておりますが、当然私も昭和17年生まれ、当年として64歳でございます。私の同級生で三、四年前に会社をリタイアしておる者が相当数おります。同級会などでいろいろリタイアした後の話を聞いておりますと、実はリタイア後は家庭内では居場所がないんだと。俗に言うおれは粗大ごみ扱いだというようなことで嘆いておる同級生が結構おります。彼らの学歴とか職歴は申し分ないと思うわけなんです、会社人間であったがために、在職中に趣味とかボランティア活動を経験をしていないという者にとっては、呼びかけがないと、なかなかそういう活動のところにいけないというお話を聞きました。そうして、一たん時期を失してうちの中に入ってしまうと、俗に言う腰が上がらないといえますか、なかなかそういう呼びかけによっても入れないというようなことを聞きました。ですから、私は今後の愛西市の行政運営にとって、この人口比率で相当数を占める団塊の世代の協力がぜひとも必要と考えるわけです。ですから、60年の定年前、二、三年前に愛西市のシルバー人材センターや各種団体、ボランティア団体、また愛西市の文化協会などを通じた行政側の呼びかけがぜひとも必要ではないのかなと思っております。この件も御見解をお願いいたします。

次に、地域づくりの愛西市の現有財産の活用についてでございます。

この問題は非常に広範にわたる内容でありますから、これを論じておりましたら時間がなくなってしまうと思っております。ですから、ここに書いてありますように、現在、愛西市の財産として何があるのかお聞きしたい。それから、その中で他の地域にない財産があるか。また、今後、愛西市として何を取り上げ、重点活用すべきかをお尋ねしたいと思います。特産物とか、それから歴史的な面はもう皆さんも御承知だと思いますが、今後、愛西市にとって本当に何が必要なのかなあということ考えた場合に、実を申しますと、私もなかなか思い浮かばないわけで

す。先般も日永議員が、この愛西市においては、大学、あるいは単科大学の産学協働のこれが必要ではないかというお話もございました。それも必要かなと思います。また、愛西市の西部の方で考えましたら、当然農業地域でございます。さりとて、今、農業経営というのは非常に難しいわけです。ですから、これを立て直すためにどんな方法があるのかなということも私なりに真剣に考えました。一つの方法としては、薬草、漢方薬でございますが、遊休地とかに薬草なんかを植えて、それを収穫し、そしてこの地域に産学協働の漢方薬の会社とか、あるいは今中国が非常に元気であります。ですから、中国から来ていただくような方法もあるんじゃないかなと、こんなことも考えておりますが、ぜひ皆様方にもお知恵をかしていただきたいと思っております。

最後に、愛西市の一体化についてでございます。

この質問は、過去、私も一般質問におきまして2度質問をさせていただきました。再度お尋ねをいたします。各地域ごとの夏祭り、体育大会などは各地域において実施されておりますが、合併後2年近く経過した今日、地域の垣根を取り除き、市民に一体感が共有できる愛西市の催事、イベントが必要と考えます。行事催行の協議会をぼちぼち立ち上げる時期ではないのかなと思いますが、その協議会の設立の有無についてお尋ねをいたしたいと思っております。

あとは自席にて答弁をお聞きしたいと思っております。

#### ○市長（八木忠男君）

田中議員の質問にお答えをいたします。

愛西市の行政運営、1年半たったけれど、遅いんじゃないか、あるいは対応が遅いんじゃないかという御指摘であります。内容につきまして、確かに組織改革、あるいは職員の意識改革なども幾度と御指摘をいただいております。けさも朝礼が2巡目、ことしの4月1日から各庁舎で部課長が当番で交代で朝礼を朝8時15分から行っているわけで、私この本庁舎で2巡目が回ってまいりまして、朝礼の場でも申し上げたところであります。職員の意識改革は、私が100回言っても、一人ひとりが理解し、率先して進めてくれないと事は成就しないということでもあります。言葉を強くして言ってきているところも幾度となく今まであったわけですが、これからもそういうことを一層進めてまいりたいと思っております。

格差の点につきましては、御指摘いただきました、例えば八開のその施設の利用、使用の状況についても、愛西市全体で一つにすべく進めたわけであります。それがそうした苦情があり、使用についての問題点が発生をしてきたわけでありまして、一つ一つそうしたことについても対応しながら、まだまだ調整していかなくてはいけないことが本当にたくさんあるわけでありまして、これもできることから早急に進めてまいりたいと思っております。しかし、市民、住民の皆さんの御理解もいただきながらということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

巡回バスについても、これも答弁してまいりました。アンケートをとって、今月じゅうに集計をし、随時進めていくところございまして、内容につきましても、今後皆さん方に御提示しながら、いろんな考え方があろうかと思うんであります。合併した先進地についても調査を

させているわけでありまして、もっと他の合併をした自治体もということで指導をしているところでもあります。どうぞそうしたこと、まだまだこれから調整しなくてはいけないことがたくさんあります。議会の皆さん方とも十分御協議させていただきながら、御指導いただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、第1点目の本質問をいただいた関係でございますけれども、いわゆる進捗状況の関係ですね。それで、私どもの方からは総合計画、行政改革について御報告申し上げます。

この進捗状況の関係につきましては、去る8月10日の全員協議会におきまして、総合計画審議会、あるいは行政改革推進委員会の進捗状況を申し上げたつもりでおります。それで、総合計画の関係につきましては、いろいろ生活課題というものを、これはアンケートから導き出された生活課題ですけれども、それを施策に反映するといいますか、施策に置き直しております。その検証作業を今進めておるのが現状でございます。それから行政改革推進委員会で、これは大綱の関係になりますけれども、8月末に行革推進委員会を開催させていただきまして、その行政改革大綱の修正案についてほぼお認めをいただいたと。後々全協の方でも御報告を申し上げるような機会をとらせていただきたいなというふうに考えております。10月以降につきましては、その大綱の策定がまとめ上がって、以降につきましては集中改革プランの作業に入っていくというような現状でございます。よろしく願い申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

今、企画部長と同じような御質問を防災会議でお受けしたわけでございますけど、防災会議におきましては、愛西市地域防災計画をこの3月までに策定させていただき、それぞれ議員各位にも赤い本をお配りさせていただいております。これは県の方の防災計画に基づいて、愛西市に合ったものに置き直しているところでございます。これにおきましては、県の防災計画が直った段階で私どもも直すと。また市独自のものがあれば直すという形で、現時点ではまだ次の会議のところまで至っておりませんが、その計画におきましては、あらかじめ県との事前の協議においてそれぞれ防災会議に諮るという形でございます。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

都市計画審議会につきましては、17年度に各町村が合併したばかりということで、都市計画決定を旧町村でされていたものを一応審議会の中でもんでいただいて、県へ進達することについては県へ進達をいたしました。以上です。

#### ○佐屋総合支所長（加賀和彦君）

総合支所の基本的な運営方法についてのお尋ねでございますので、4支所同じ考え方で進んでおりますので、代表して私の方から答弁させていただきたいと思えます。

合併協議によりまして、分庁方式、総合支所方式が取り入れられたわけでございますが、総合支所方式のメリットといたしまして、住民や職員にとって最も旧町村の体制に近く、円滑に施行できるということと、それからサービスが今までどおり違和感なく提供できるといったことが上げられるわけでございます。したがって、各地区の総合支所におきましては、合併

により住民サービスの低下を招かないように、旧町村で行っていた本課の窓口業務を行っており、本課と連携をとり、総合支所独自で何かを行うということではなく、住民の意見・要望は、すべてその案件の該当する本課と調整協議を行って進めてきておるのが実情でございます。

また、この総合支所方式のデメリットといたしまして、事務の効率化が図りにくい、合併による効果が出にくい、また一体感に欠けて新市になったという印象が持たれにくいといったことを言われておりますので、内容によりましては、一地区の総合支所だけの判断ではなく、愛西市全般として統一するために4地区の総合支所で協議をしながら進めておるわけでございます。私どもは、メリットを生かし、デメリットをできるだけ抑えるような形で、一体感を持たせるように常に相談して進めてきておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

#### ○助役（山田信行君）

総合支所の位置づけ、あり方というような御質問がございましたので、そのことについてまずはお答えしたいと思います。

ただいま総合支所長から、仕事の内容だとか、そういったことについてはお答えがございまして、デメリットに関することもございました。議員からも、総合支所の働きぐあいが、積極性がないというふうに映ったようでございますが、そういった面があるとするれば、私どもも謙虚に受けとめまして、反省をしていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、この総合支所の位置づけ、行政組織の一翼を担う地域の最前線として活躍してもらおう窓口だと位置づけておりますし、その内容についても、仕事に見合う職員配置をしてきておるところでございますが、今後につきましても、窓口サービスをより一層充実できるようなやり方で運営がしていけるように、内部といたしましてもよく協議をしていきたいと思っておりますので、また御指導をいただければありがたいと思っております。

次、(3)番目で、市民団体の施設利用についての御質問がございました。その関係でございますが、市の公共施設につきましても、それぞれその施設の目的に沿いまして、市民の皆さんだとか、各種団体の方々に御利用いただいております。そういった意味からも、八開の農業管理センター、コミュニティー活動の核になる施設としてつくられたものでございますので、今年4月からは条例を改正いたしまして、いろんな方々に御利用いただけるような体制をつくったものでございます。現にこの農業管理センターは、つくるときに国庫補助金をいただいておりますので、それ相応の利用がないと補助金返還にもなりかねない、そういった使命もあるわけでございます。

ただ、今回4月から開放してきましたけれども、先ほどおっしゃられましたように、音響だとか防音の関係では、いまいち十分でないような構造になっているのは確かでございます。そういったことを踏まえまして、ぜひ八開庁舎内の集会室を貸し出せんだろうかというような御要望でございます。この関係につきましても、私ども現在の集会室は、八開庁舎の大会議室を兼ねるような集会室となっておりますので、現状のままのスタイルでは貸し出しは難しいと思っております。ただし、今、文化協会だとか、いろんな団体の方々の活動内容を見ますと、

やはり防音だとか音響、そういったことにも配慮しながら、使える施設があれば効率よく使えるような方法も見出さなければならぬと思っておりますので、今後、有効活用という面からも新たに集会室が貸し出せるような方策を考えていきたいというところでございます。以上でございます。

#### ○市長（八木忠男君）

続きまして、愛西市の地域づくりについて、団塊世代の退職後の協力・協働についての御質問であります。

この団塊の世代も、近年よく使われるようになったわけでありまして、ちょうど昭和22年からという、自分は21年ですが、まあ同じ仲間というとらえ方です。愛西市におきましては、本年定年で8名、19年度で16名、20年が12名、21年は22名、22年度が16名というような定年退職を迎えるわけでありまして。

御指摘いただきましたシルバー人材センター、先般、この愛西市シルバー人材センターを立ち上げていただきました吉野義郎さん、本当に旧佐屋時代から総代として、あるいは社福の会長、シルバーの会長などで御尽力、御努力をいただきました。御逝去を改めましてお悔やみ申し上げさせていただきます。本当にお世話になりましたとありましてありがとうございます。

そうしたことで、シルバー人材センターの人材のこれからの活用ということも当然あるわけですが、新しいクラブ、団体、NPOも合わせてですが、そうした組織づくりもなされるかもしれません。私はそんな予測をせんでもありませんが、そうした中で、愛西市シルバー人材センターの一員として活躍の場をということで、高齢者の就労の場ということを近年特にまた言われてきているわけでありまして。そうしたことを考えますと、先般、永井議員から臨時職の割合なども、正規職員がどうかという御指摘をいただきました。あの時点で県下には相当数のところで高率な臨時職のところがあるということも答弁しましたが、昨年度の自治体キャラバンの資料であります。50ほど調査をしてみえまして、10%台が7自治体、20%が8、30%が20、40%が13、50%が1と、50%を超えるようなところもあるわけでありまして、とすると、各自治体の考え方は、正規職員でなくて、臨時の職員も大いに採用しながらという考え方もあるのかなあと、そんなことも思うのであります。そうしたことを思いますと、これからの団塊の世代にも、そうした皆さんが就労の場として愛西市もお願いすべくとなれば、当然雇用の面についても非常勤の比率が大きくなるかなあと、そんなことも判断としております。

あとのことにつきましては担当部長よりまた答弁させますが、愛西市全体の一本化についても幾度となく御指摘いただいております。しかも、大きなイベントはどうかという御指摘、まさに自分も苦慮しておりますし、皆さんの意見をこれからもいただきたく思います。他の津島では天王まつり、あるいは稲沢ははだか祭り、一宮は七夕、ずうっとあるわけでありまして、尾張8市でも、弥富市もそうですが、私ども蓮見の会をPR、あるいは木曾三川での何か大きなイベントはないかなあ、そんなことも思っていますし、商工会の皆さんとも、あるいは産建部のそうした意見も聞きながら今後進めてまいりたいと思っておりますので、また御意見がございましたら御指摘いただきますようによろしくお願いをいたします。以上でございます。

## ○企画部長（石原 光君）

それでは2点目の、愛西市の現有財産の活用についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、現在市が所有をいたしております財産につきましては、今議会で御提案申し上げております一般会計、それから特別会計決算書の財産に関する調書に取りまとめをさせていただき、記載をさせていただいておりますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

それから、いろいろそれぞれの地域によって財産は異なるというようなお話もございましたけれども、他市との比較はしておりませんが、議員御発言にもございましたように、やはり自然、環境、文化等、それぞれ特色があるのではないかなあと。これも一概に比較できないのではないかなあというふうに現時点ではとらえております。

それで、市としての財産の有効活用につきまして、現時点でこの財産をこうするというような方針というのは持ち合わせておりませんが、ただ、この財産の活用についてはいろんな視点があろうかと思えます。いわゆる長期、あるいは短期活用という視点もありましょうし、財政の面も当然考えられましょうし、またまちづくりの視点、あるいは産業振興、あるいは観光といったような視点に立って、そういったことを踏まえまして地域の発展に役立つような有効活用を図るべきではなかろうかというふうに現時点では考えております。以上でございます。

## ○8番（田中秀彦君）

改めて再質問でございますが、御答弁ありがとうございます。

1点目の、行政運営の迅速性を図れということでございますが、やはり今の時代は、非常にスピード化といいますか、時代の流れは速うございます。ですから、やはり時間をかければいいというものでもないかなあと。もちろん慎重審議ということも大切でございますが、そんなことで時代の流れは速いということをお認めいただいて、早く結論を出し、そして集約し、それを実行するということが一番大切なのではないかなあということで質問をさせていただきました。

それから、行政改革につきまして、先般、この原案、愛西市行政改革大綱をいただきました。先ほど御答弁がありましたように、8月末に修正し、10月以降に集約して皆さんにお示しするという御答弁がございましたが、この内容を私も精読いたしました。行政改革につきましてはほとんどのことが網羅されておるやに思います。これが本当に実施できた場合には、私は愛西市は安泰であると思えますが、本当にこれが実施できるかどうかは大変難しいことであろうかと思えます。特にここに御出席の市長、助役を初め、幹部職員の皆様方が積極的にこの行政改革の内容をとらえて、そして一人ひとりがその内容を理解して取り組むことが一番肝要ではないのかなと思えます。また我々議員もその内容を理解し、側面からサポートすることがこの行政改革をなし遂げることではないのかなと思えます。

次に2点目の、支所の活性化ということでございますが、今、佐屋の支所長が御答弁されました。各支所4支所をよく話し合っ、統一した足並みでそろえてやっておるということでございます。これも行政の事務的なことについては私は必要だと思いますが、もう一つ突っ込ん

でお聞きしますと、やはり分庁形式をとった意味といいますのは、各支所は支所で地域性があるわけですから、少し独自性、いわゆる幅を持った考え方が必要ではないのかなと思っております。と申しますのは、以前、井桁職務代行者、あるいは現八木市長もそういうお考えかもしれませんが、あいさつの中においても、支所長は、市長の職務代行者、代理として行ってほしいというような答弁をされました。私は、支所長の職務というのは、市長の地域の代弁者であるというところをしております。ですから、もちろん4カ支所において協議されるのは重要かと思えます。また本課と協議するのも必要かと思えますが、各支所において解決できる範囲のことは、自分たちで解決するんだという気持ちが大切ではないか、また必要ではないのかなと思っておるわけでございます。そのような認識でおやりになってみえるのかどうか、再度お聞きをしたいと思えます。

#### ○佐屋総合支所長（加賀和彦君）

支所長として地域で解決できる問題については支所長の判断でというようなお尋ねかと思いますが、私どもも決して地域のことを忘れていたというものではございません。私どもに与えられた権限の中でいろいろ努力をしておるわけでございますが、やはり市全体の方針ですとか一体感での取り扱い、そういったことなどもありますので、事によりましては地域独自で進むということが難しい場合もありますが、今お話のありましたことにつきましては、今後よく相談をして進めていきたいというふうに思っております。

#### ○8番（田中秀彦君）

各地域、各支所には支所なりの特徴・特性があると思えます。またそれを意見集約、意見の吸い上げということが大変必要ではないのかなと思えます。ですから、ぜひそんなことを考えていただいて、そして自分たちで対応できないとなれば本庁の方へ意見具申するとか、そんな方法をお願いしたいと。また、支所の職員は、先ほど支所長もいみじくも申されていましたが、窓口業務が多くて、非常に市民にとってわかりにくいと。マイナス要因があると。それはわかります。わかりますが、一番の大きな接点である来庁者への接客について、特に留意願いたいのは、明るくてきばきと接して、来庁者に対し対応が非常に良かったという好印象を与えることが一番支所の肝要な仕事ではないのかなと思えますから、ぜひともそのような指導をお願いしたいと思えます。

次に3点目、市民団体の施設利用、これについては助役から御答弁いただきました。いろいろ条例がありますから難しい面はあろうかと思えます。ですが、この八開地区の文化協会20団体、それから各種団体がほとんど農業センターを利用しておるという現状を見た場合に、何とか御配慮していただきたいなと思っております。

次に、団塊世代でございますが、これも先ほど市長が述べていただきましたように、いろいろな各種団体がありますが、行政が主導になるのか、あるいは団体が主導になるのか、これは別にしまして、とにかく定年の二、三年前にこういう活動団体があるんだということを周知されて、そして参画を願うというようなことが必要ではないのかなと思っております、そんな取り組みをお願いしたいと思えます。

それから現有財産、これは企画部長も述べられましたが、非常に広範な範囲でございまして、どういふとらえ方をすればいいのかということなんです、要するにハード面なのか、あるいはソフト面なのかというようなことも考えなければいけない。ソフト面であれば、当然人材育成を一番重要視しなければいけないということでしょうし、ハード面で考えれば、今の施設をいかに効率利用するかというようなことを考えることが大切ではないのかなと思います。これはまだまだこれから愛西市として真剣に考え、取り組むべき問題であろうと思います。

次に、最後の3番目、愛西市の一体化、これも市長から御答弁がございました。私も2度ばかり質問をさせていただきました。もうぼちぼち各地域の催し事も必要でございしますが、一体感を持って垣根を取り除く時期ではないのかなと思います。ですから、前にも申しましたように、木曾川の河川敷を利用したウォークラリーとか、いかだ下り、カヌー下り、あるいは山形なんかでやっております河川敷に大きな鍋を置いて芋煮をやるとか、あるいは最後は道の駅に集まっていただいて、御苦労さまということで参加賞を出すとか、そんないろいろな方法があります。ですから、こういう協議会をぜひとも私は立ち上げていただけたらなあと思うわけでございます。

再度御質問しますが、その前に一言、八開と立田で商工会の桜まつり、今年度は行いませんでしたが、来年度は商工会において立田と八開で桜まつりをやりますが、そのときに一度そんなような企画を一遍やりたいというような考えが出ております。ぜひそれを一度実行してみたい。私も側面からサポートし、私も商工会員でございまして、そこの中に入って参画をしたいと思っておりますが、そんなことで、一度それを見ていただいて、あるいはその前に協議会をぜひともできたら立ち上げていただきたいなと思いますが、再度御質問します。

**○市長（八木忠男君）**

今御指摘の来年度の桜まつり、合同でやられるわけですか。

〔「今、そんな計画でおります」と8番議員の声あり〕

そうした内容について、また私どももいろんな検討もさせていただきますし、御意見をいただいて進めてまいりたいと思っております。先般も、この水郷の津島との観光協会を立ち上げたら、愛西市はどうかというような話もあったようですが、まだ時期尚早ということで、それは進んでおりません。ですから、一つ一つ御意見をいただきながら、また協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**○8番（田中秀彦君）**

御答弁ありがとうございます。これで終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、これで8番・田中秀彦議員の質問を終わります。

ここで10分休憩をとります。

午後3時25分 休憩

午後3時40分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

次に、通告順位13番の29番・太田芳郎議員の質問を許します。

### ○29番（太田芳郎君）

通告に従いまして、一般質問を行います。大きく分けまして、2点の問題でございます。

まず最初に、愛西市管内の農業排水機についてでございます。2点目に、土地改良事業を行う中での水路・道路等の安全対策費の考え方についてお尋ねをいたします。

本日、資料として、皆さん方のお手元に「排水機の設置年月日調べ」というのをお配りいただいたと思います。

それでは、まず最初に一つ目の、愛西市管内の農業排水機について、資料の中に、上から三つ目でございますが、管理主体として勝幡地域排水機協議会というのがあります。実はこの運用を私が責任者としてやっておる関係上、そういった方面から今回はお尋ねをしたいと思いません。

この排水機におきましては、先日9月5日に、議会全員と、市長を初め関係部課長方で海部郡内の主要の排水機の視察を行っていただいたわけでありまして、日光川河口の排水機場、あるいは孫宝の排水機場、それから目比川の河口の排水機場、そしてまた尾西の方に参りまして尾西の排水機場等を御見学をいただいたはずでございます。この尾西の件につきましては、いわゆる日光川水系の大雨のときにショートカットをして木曾川の方に吐き出すという施設でございまして、いずれにいたしましても、先般の視察は、そういう面で現状を知っていただくという意味では、大変意義があった研修であったと思うわけでありまして。

こうした排水機場が、先般の全協で資料が配られたと思っておりますが、海部管内には140ぐらいになるはずでございます。御案内のとおりこの海部郡一帯は、いわゆる海拔ゼロメートル以下でございまして、昨今の台風による大雨等々の場合に、そういう低いところでございまして、機械によって強制的に河川に吐き出さないと、当然水害が発生するわけでありまして、そういう意味では、この排水機が果たす役割というのはいかに大きなものがあるかということは当然御理解をいただけたと思っております。そして、こうした排水機があるがゆえに、我々の地域が水に対する安全性が高いわけでありまして、また安定した農業が営まれるわけでございます。

それで、先ほどお配りをいたしました排水機の資料は、愛西市管内のポンプ場でございまして、設置年月日等も記載されておりますし、どこが管理をしているかということも記載されておりますし、ごらんになっていただきますように、愛西市管内で48カ所あるわけでございます。そこで、特に設置年月日の古いものにつきましてはおわかりをいただけたと思うんですが、この耐用年数は、私の知る限りではおおむね30年ぐらいというふう聞いておりますが、古いからといってだめなわけではありませんし、若干修理をすればまだまだ使える状況にあることは御承知のとおりでございまして、本来、こうした古い排水機は、当然年数がたちますといろんなところで故障をしておりますし、この排水機の更新だとか、あるいは新設等におきましては、御案内のとおり県営湛水防除事業という県営で行うわけでございます。水路等におきましては、地盤沈下対策事業だとか、あるいは緊急防災事業だとか、あるいは土地改良事業という

単県だとか、あるいは適正化事業等々、そういったもので行っているわけでございまして、こういった排水機等につきましては、愛西市が独自で行う事業ではないわけでありまして、いかに県営として採択をされて更新していくかというのが一番重要なことでございます。

よって、今回お尋ねすることは、この排水機場はそれぞれの管理運営団体がございますけれども、要するにだめなものについては更新していく必要があるわけでございますし、先般研修していただきまして、ごらんになっていただいてわかりますように、これを1機更新するためには2けた台の億のお金がかかるわけでございまして、県といえどもそう簡単には、うんわかったよといって採択して更新をやってくれるわけにはまいらんということでございます。したがって、そういった古いものから、愛西市として管理運営団体とも協議をしながら、あるいは関係市町と協議をしながら、計画を立てながら県に対して要望していく必要があるんじゃないかということでございます。今回質問いたしますのは、現状をどのように認識されて、どのような対応を考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、次に二つ目の問題でございますが、土地改良事業で行う中での水路・道路等の安全対策費等の考え方についてでございます。

これも私は佐織土地改良区の理事長という立場にあります。そういう関係もございまして、土地改良事業を通じましていろんな地区の農業問題に対する水路、あるいは道路等の改修を進めておるわけでございます。御案内のとおりこの愛西市の中には、単独土地改良区は私どもの佐織土地改良区、そして八開土地改良区、それから立田土地改良区、それから佐屋土地改良区と、この四つの土地改良区がございます。そしてまた広域的な土地改良区として、海部土地改良区、それから日光川西悪水土地改良区、立田輪中土地改良区、領内川用悪水土地改良区等々あるわけであります。

そこで、先般、ある地域で水路を改修いたしました。これは緊急で、実は場所を申し上げますと、西川端小学校のすぐ東側の子供たちが朝通学してくるときに、あの南北線がちょうど通勤帯は非常に車の通行が多いということで、横断をして学校に入っていくわけですね。そこで、学校の先生いわく、子供たちが通学してくるのに、団体で来ますので、しかも車はその時間帯は非常に多いという中で、子供たちを横断させるのに一苦勞しているんですと。教育委員会を通じて、当時は佐織町でございますけど、佐織町当局に何度も陳情しておるけどなかなかやってくれないということで、実は私が相談を受けまして、それを土地改良事業に乗っけて、水路の改修をあわせて安全さくをやったわけであります。事業費的には大きな金額ではございせんが、おおむね200万円ぐらいでございます。そこで、土地改良事業といいますのは、すべて県費補助なんです。県費補助を60%いただくわけであります。水路の場合ですと、残りの37%が土地の市町が負担をし、地元土地改良区が3%負担するという約束になっているわけありますので、そうした場合に、本来の土地改良事業でいきますと、地元3%はやぶさかではございせんけど、子供たちの安全・安心のために、わざわざ、本来なら県費がつかないものを、再度県に陳情いたしまして、予算をいただいてきてやったわけであります。そうした場合に、本来、道路だとか水路の安全対策等につきましては関係市町が負担するべきだと私は考えるわ

けであります。なぜかといいますと、本来の水路改修に、安全さくは補助対象にはなるんですけども、どうしても安全さくに食われますと、本当の意味の水路の予算が食われて縮んじやうわけですね。したがって、その辺のところでは何とか目をあいていただけないかということでもあります。

そこで、この条例の中にも、状況によっては免除することができるという条項があるわけがあります。まさしく私は、その問題はそれに該当するのではないかと思うわけでもあります。したがって、その辺のところをお考えいただいて、本来ならば、この安全さく等につきましては別枠で予算を組んでいただくべきものではないかなあと思うわけでもあります。当局の考え方をお示しいただきたいと、このように思います。

以上2点についてお伺いをいたしました。明快な御答弁をお願いしたいと思っております。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、先ほど太田議員からの御質問で、まず第1点目の、農業用の排水機についてのお尋ねについてからお答えをさせていただきたいと思っております。

議員御質問の中で述べておられるように、この地域については、9月5日の視察のときも私の方から申し上げましたが、議員がおっしゃったとおりでございます。強制排水なくしてこの地域での生活、農作物の育成といったことはできないのが実情で、議員の皆さん方御承知のとおりでございます。したがって、議員もおっしゃってみえますとおり、機場をいかに整備して、いかに守りをしていくかということが大事なことというのは、議員おっしゃったとおりでございます。

そこでお答えをさせていただくわけなんですけど、オーバーホールといった補修修繕、そういった排水機の延命策ですら、議員も質問の中でおっしゃってみるとおり、多額の費用を要することになります。排水機場の更新ということになれば、その規模にもよりますが、何億、何十億といった莫大な経費が必要になってまいります。改良区のものにいたしましても、協議会のものにいたしましても、その受益地となる構成団体間での協議・検討が必要になってまいります。したがって、議員もおっしゃってみるとおり、愛西市のみの考えでこういった更新計画等を作成していくことはできないということになります。改良区のものにいたしましても、協議会のものにいたしましても、それぞれの総会等で方針が決まりますれば、県の管理計画の中に組み入れてもらうということも必要になってまいります。また、その取り組む事業規模や種類によっては事業同意が必要なものもありますし、それからたくさんの予算を要することから、国や県の御理解、御協力をいただかなければ、事業化といった形に進めることはできません。こうしたことから、今後もより一層改良区や協議会等の密接な連携をとりながら、一方では県の御指導、御協力を求めながら、相談をしていきたいというふうに考えております。

それから、土地改良事業の関係についてお尋ねでございますが、議員のおっしゃるとおりで、私もできることであれば御要望すべて皆様方におこたえをしてやっていきたいという気持ちには変わりございませんが、一方で、市の財政を考えますれば、原則、県の補助が受けられるものについてはでき得る限り県の補助を受ける形で、地元の負担を必要というものは、先ほど議

員も述べておられましたが、条例化されておりますので、地元負担を定めものについてはそれに従って進めさせていただくと、今の現行の中でやってまいりたいと思っております。よろしく願いをいたします。

**○29番（太田芳郎君）**

それでは再質問をさせていただきます。

先ほどお配りをさせていただいた設置年月日調べの中を見ますと、古いので3番目の古瀬排水機、これは私が運営管理の責任者であります勝幡排水機運営協議会、これが昭和45年3月31日の設置年月日であります。既に三十六、七年たっているわけでありまして、それから17番の昭和34年8月というのもございます。これが一番古いんです、この中ではね。だから、この辺の状況を把握しておられたら、ちょっと御説明をいただきたいんですが、現状どうなっているか、御承知ですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

先ほども申し上げましたとおり、改良区で管理をいただいているもの、協議会で管理をいただいているもの、それぞれの受益構成団体の中で御協議をいただいているものと思います。そして現在に至っているものというふうに私は把握をさせていただいております。

ただ、ここの中で、議員もおっしゃって見えましたが、例えば古瀬排水機の方ですと、3年間かけて保全修繕をやられて、現在、17年度でその修繕が終わっておりますか、そのほかにも、例えば十三沖の方ですと、排水施設整備の関係で平成9年から整備に取りかかっておりますし、例えばこの前、9月5日に視察をしていただきました孫宝につきましては、平成12年から整備に入っております。そのほかにも、例えば修繕的な事業としては、この18年度から立田排水機の方が入るようになっておりますし、それから、ここでいう1番の佐屋川排水機についても、19年度から補修修繕といった整備の計画があるというふうに聞いておりますが、ただ、1回目の答弁でも申し上げましたように、地元構成団体の方の事業負担もございます。議員おっしゃって見えたとおり、30年とおっしゃったんですが、部品によって、機器によっては例えば20年、建物関係によっては50年といった耐用年数もありますが、これは経済効果的な年数を申し上げてみえると思いますけれども、管理の仕方、それから保守点検、先ほど申し上げたような、オーバーホールとかいろんな各種点検、これをでき得る限り事細かにやっておみえになったりすれば、当然延命策、いわゆる排水機場としての通常の経済効果上の年数を上回る形で使用することは可能でございます。したがって、地域地域によって、設置年月日が古いから何年後に設置した排水機場よりいかんよということも、一概に申し上げることはできないというふうに思っております。最初に申し上げましたように、その改良区なり、協議会なりの受益の構成団体の中でその辺の管理状況も十分御協議をされた上で、事業に乗られるものは時期をとらえて乗っていただいて、修繕なり、また必要な場合には更新をしていただくといった形でお進めいただけるものと思っております。

**○29番（太田芳郎君）**

今、部長がおっしゃったとおりでございます。それは十分理解できます。要は関係市町、受

益の面積、あるいはいろんなところと協議をしなければいけませんし、事業主体はやっぱり県でありますので、その辺のところを十分協議していただいて、早目早目の愛西市としての対応を強力をお願いしたいということを申し上げておきたいと思えます。

そこで、ちょっと部長も今触れられましたが、特にこの中で私の住んでおる地域の古瀬排水機場の件につきましては、ちょうど目比川の決壊以降、東海豪雨がありまして、その以後あれが故障したということがございまして、9時間ぐらい休んで、あと何とか直ったものですから事なきを得たと。これは市長も、当時町長時代に現場においでになって、僕たちが慌てたということは御承知のとおりでございます。それ以後、これはいかんということで、再三県との協議を重ねてまいりまして、それによって平成15年、16年、17年、3年間かかってこのポンプ本体を直したわけでありまして、これは1億1,600万かかったはずでございます。その後、何とかポンプは、一応能力は100%に保てると。しかし、問題は水路であるということで、水路を何とかしなければならんと。御案内のとおり、あのポンプは1,200ミリでございまして、あれをフル回転しますと、水路が浅いために水が来ないんですよ。したがって、この水路の改修につきまして何とかお願いをしたいということで、県の方にも再三行きまして、愛西市にもお願いをして、平成18年度予算を組んでいただきまして、いわゆる県営として事業採択に向けて調査設計をコンサル会社に今委託しておるさなかでありますよね。そこで、何とか19年度に採択をされて、そして20年度から工事が着工できますように、これは当局も御努力をいただきたいし、地元の土地改良区の立場もございまして、運営協議会の責任者であるという立場もありますので、私なりに県に対して要請をしておりますので、これにつきましては格段の御支援・御協力をいただきたいと、このように思うわけでございます。

そこで、一つだけ市長にお尋ねをしたいんですが、あの水路は相ノ川と言いまして、あの水路は桜並木になっておりますよね。これが事業採択を受けますと改修に入るわけなんです、問題は桜並木が片側と両側とありまして、片側の場合は何とか工事ができるかもしれませんが、両側の場合、工事はどうやってやるんだろうとって、実は県も心配してくれております。太田さん、どうやって工事をやりゃあすと、こんなような話で、県は桜並木をよっこいしょといざけなきゃいかんと。したがって、4メートルぐらい買収してやる方法しかないんじゃないですかということなんです。そう言われてみますと、なるほどなあとも思うんですよ。これは御案内のとおり、あの桜並木はふるさと創生の1億円、国からいただいた利息で、当時、金利がよかったですから、あれを整備したといういきさつがあるわけです。当然私はなくしてくれとは言いませんけど、そういうことをやらないと、実質採択されたときに工事ができないということになりますので、その辺のところの市長の考え方につきましてお伺いしたいと思うんですが。

#### ○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

相ノ川、まさにおっしゃっていただいたとおりで、ごらんになっていただくと、土手が盛り上がり、木が大きくなりましたので、そういう状況です。おっしゃっていただいたように、

あれを撤去せざるを得ない状況も考えられますし、旧三宅川堤防に、堤防には極力そうした木はという、あそこは大きい川ですけれども、事それと同じ考え方であるならば、おっしゃっていただいたような状況も考えなくてはいけない。撤去あるいは移設ということですが、あの現場で西側、東側両側ありまして、買収してそれを撤去して、改めてその護岸をもっとしっかりするのかという判断は検討すべきと思っております。

### ○29番（太田芳郎君）

今、市長がおっしゃったとおりでございます。時期が来れば、どう対処するかは、慎重の上にも慎重に、私はなくしてはいけないと思いますので、あれを生かす方法でぜひいい考えを出していただきますようお願いをしておきますので、よろしく願いをいたします。

それから、2番目の問題でございますが、土地改良事業で行う水路・道路等の安全さくの費用の問題でございますけれども、今、土地改良区は、御承知のとおり土地改良そのものは終わっておるわけでございます。土地改良施設の維持管理が主な仕事でございますが、土地改良の施設といえども、永久にもつものは一つもございません。したがって、時とともに老朽化してくるわけでありまして。そうすると、水路の改修、あるいは道路が崩れたり、いろんなことになってきます。そうしたときに、最近特に地区からのいろんな要望の中で、どうしても道路の横に水路が走っているケースが多いんですよ。そうしますと、やはり安全さくをつけてくれという話が出るわけなんです、どうしても。そうしますと、やっぱり地区からの要望がございまして、それを何とか取り込んで整備していくのが現状なんです。そうしますと、特に先ほど例として申し上げました学童の朝の登校時の安全対策のために、わざわざ、本来ですと年度末で、当時単県でございましたけれども、県費がほとんど分配しちやっけてないという状況の中で、事業費200万を何とか県が理解してくれまして分捕ってきたと、それでその事業を進めたということでもあります。

問題はそこです。3%を負担しなきゃならんということでもあります。そこで、この愛西市排水施設整備条例というのがございますね。その中の第3条に「排水施設整備事業において次に定める場合を除くほか、当該事業に要する費用の3%を受益地域の代表者が負担しなければならない。ただし、その排水及び土地状況により、市はこれを減額し、または免除することができる」という項目があるんですよ。だから、まさしく私はこういった場合の安全さく、3%でございますが、この条例に該当するという認識のもとに、これはやっぱり市が負担すべきと考えますが、この点はいかがでしょうか。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員の方から厳しい御指摘でございますが、考え方としては、議員のおっしゃること、私十分理解をさせていただいているつもりです。ただ、地元分担金を求めるところの団体というものは、ここではその市名を匿名とさせていただきますが、愛西市のように3%なり、何%という地元分担金を徴収してみえない市もあります。いわゆる広域の土地改良区の中にあつて、その構成団体の大半の市等が地元分担金なしでやってみえて、じゃあ愛西市だけ地元分担金、愛西市の条例に従って3%いただくのかということになると、それは私はできないと思います。そ

の場合に、先ほどの議員が質問の中で述べておられますような特例を使うんであって、愛西市の中にあつて整備をさせていただく場合にあつては、愛西市の条例でございますので、現条例の地元分担金3%をいただいて施行をしてまいりたいと私どもは考えております。よろしくお願いをいたします。

#### ○29番（太田芳郎君）

ただいまの部長の答弁は、まさに私は教科書どおりの答弁だと思うんですけども、私が言っているのは、水路だとか道路を土地改良事業に乗っけて整備していく場合に、その場合に付随してきた安全対策等に限ってこの特例を適用してくださいという言い方をしているんですよ。すべての問題を言っているわけではないんです。ましてやその他危険箇所が幾らでもあります、まだまだたくさんあります。そういったものは市独自で整備をしていただきたいと思いますし、土地改良で救えるものは救っていきたいと思っておりますので、いずれにしましても、土地改良はすべて県費補助でありますので、60%補助をもらってくるわけですよ。残りの37%は市が裏打ちするわけですね。残った3%を地元土地改良区が負担しなさいという話なんですよ。だから、そういう場合に限って今の特例を使ってはどうですかということを言っておるんですが、無理なお願いでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

御指摘いただいた部長、本当にそのとおり大変答弁としても、今までの各町村ごとでやってこられた内容もあるわけでありまして、例えば旧佐織ですと、おっしゃっていただいたような通学路の危険なところは後で行政がしていくと、フェンスもしていくと。あるいは防護さくもということもしてきているわけでありまして。ですから、内容につきましては、今御指摘のところは緊急にそうした県の少し余裕ができたのを獲得してしていただいたと、土地改良事業としてという御説明であります。それと同時に、そうした特に危険場所については、後でやるかそのときやるかということになるかと思ひます。今後、私どもそうした場所については、危険箇所を行政としてもやらなくてははいけませんので、十分検討させていただいて、おっしゃっていただいたような状況が確立できるかということ、もう少し勉強させてください。

#### ○29番（太田芳郎君）

土地改良の当事者としては、水路だとか道路につきましては、少しでも安全さくに予算を食われますので、どうしてもそれだけ分が水路の改修距離が短くなるわけですよ。そうすると地域の要望にこたえられないということで、我々としても大変苦慮しておるところでございます。これはすべてにそうしてくれと言っているわけじゃありませんので、ぜひお考えをいただきたいと思ひますし、特に佐織土地改良区におきましては、この合併によって、御承知のように単県は地元負担10%だったんですね。それで適正化事業が5%負担だったんですよ。それが合併によって3%に抑えられたということでありまして、我々土地改良区としては、合併による大変大きなメリットだということで、組合員の方々は大変喜んでおる次第でありますけれども、しかし先ほどのようなケースもございまして、その辺はぜひ前向きに御検討をいただきたいなと思ひます。

それからもう1点、先ほどもちょっと冒頭のところで述べましたが、愛西市の中には佐織土地改良区、佐屋土地改良区、立田、八開と土地改良区がございまして、広域の土地改良区もあります。例えば海部土地改良区だとか、あるいは日光西悪水土地改良区だとか、領内川用悪水土地改良区と広域の土地改良区がございますね。その場合の負担金の絡みはどのようになっているか、これは部長で結構であります。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

改良区の一概に言うことはできませんが、例えばパイプライン等の用水管であれば、補助対象外については地元で御負担をいただくことになっており、それから日光西の排水路関係については、県の補助60%いただきますと、あと残り40%になりますが、これを改良区と市の方で20%・20%、半分ずつというような形になっていると思います。

#### ○29番（太田芳郎君）

そこで、旧佐織地区におきましては、昔は土地改良区が六つございまして、今からちょっと定かじゃないですけど八、九年前でしたか、6土地改良区が、1土地改良区は解散をいたしました。残りの5土地改良区は合併をして佐織土地改良区として一本化されたんですよ。それから2年ほどは理事長を別な方がやっておられましたが、それから以後、私がずうっと土地改良の理事長として今日に至っているわけなんですけれども、要するにこの土地改良区も全域が網羅されていないんですよ。これは当時も、当時の八木町長の前の八木彰町長のときに合併をいたしましたし、それで解散したところも、本来で言うならば土地改良の区域に入っていないと、そういう補助制度が受けられないんですよ。八木市長のお地元も実は解散をされた方とございまして、先ほど僕が申しましたように、土地改良施設というもので永久なもの一つもございません。だから、水路でも老朽化してきて壊れてくるわけです。そうすると直さなきゃならんということでもあります。冒頭にも申し上げましたが、こういう特殊性のある地域でありますので、機械によって強制的に水を吐き出さないと、いつ何どき水害にならんとも言えないわけでありまして、したがって、ポンプをきちんとすることと、そして水路をきちんとすることがまず先決であるわけでありまして、したがって、土地改良区としては、鋭意そういった方面に力を入れて整備をしておるところでございます。したがって、これはどこの土地改良区でもすべての地域が網羅されているとは思いませんが、特に佐織土地改良区の場合は、小学校で言うならば北河田小学校区はすべて外れちゃっているんですよ。あとは勝幡学区、西川端学区、草平学区につきましては区域に入っておるわけですね。だから、外れておるところをどうしても何とかならないかという相談がよくあるわけなんです。だから、本来からいうと佐織土地改良区の区域外になりますので、県費補助がつかないわけなんです。だから、そういった面の地域に対する、これから当然水路とかいろんなものがありますけど、それを整備しなきゃなりませんけど、それを救っていくために何とかしなきゃいかんと。これは当然土地改良区外ではあるけど愛西市内には変わらないわけでありまして、問題があるならばこれは市が何とかしなきゃならんということになります。その辺をどのように使い分けていられるんでしょうかね。当然その地域の方々に御理解をいただいて何とか区域に入ってい

くということが一番ベターな方法でありますけれども、当然入っていただければ賦課金がかかってまいりますので、その辺で痛しかゆしの問題になってきますけど、幸いにして佐織地区は1,000平米 400円なんですよ。だから、他地区に比べますと本当に安いんですよ。ですから、そこら辺もありまして、区域から外れた地域について今後どうしていくかという点について、お考えがあったらどうぞおっしゃってください。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員御指摘の御質問については、大変難しい問題だというふうに思っております。私が理解誤りしておれば御訂正いただきたいと思うんですが、議員は佐織土地改良区の関係で改良区外になっているところがあるというお話が出ましたが、八開村土地改良区にあっても、その八開村土地改良区外になっているところがありますし、佐屋町土地改良区にあっても土地改良区外になっているところがあります。当然立田村土地改良区にあっても立田村土地改良区の区域外になっているところがございます。したがって、市内にある4改良区の中ですべて全域が関係する改良区の中に入っているかという、議員御質問の中で述べておられるとおり、改良区の中に入っていない区域がございます。ただ、これも議員御質問の中でおっしゃってみえましたが、当然改良区に入ることになりますと、賦課金という、いわゆる一般でいう、私の例えは悪いかもわかりませんが、市等でいういわゆる固定資産税のようなお金を納めてくださいといった問題が発生します。

これ、ちょっと区域名を言うと語弊がありますが、ある方に私が直接お話をした中で、こういった御返事が返ってきたということで、中にはこういう方もお見えになるということの御理解をいただきたいと思えます。ある改良区外の地主に、私知り合いが何人かございまして、改良区の方へ入っていただいて排水等の利便性を図っていただくという形が好ましいんじゃないでしょうかというお話を申し上げましたところ、「おれの持つておところは、米1俵、本田に比べると収穫が悪いかわからんけど、賦課金を納めたり、排水路等の関係で云々という地元負担を求められるくらいなら今現状のままでいい」と、こういう御返事が返ってまいりました。それから、これを言ってしまうと地域柄がわかってしまうからいけないかも知れませんが、立田の中でもパイプラインの施設が施されていないところがございます。当時私は直接の担当ではございませんでしたが、バチカル1個で田んぼにあつたら、水なんかいつでも田んぼへ水を引ける。そんな何万、何十万という金を出してやる必要はない、という方も見えます。だから、人それぞれお考えがありますので、やはり私どもとしては、その地権者、第3条資格者になってくるかと思えますが、そうした方の御理解いただいた上で改良区への加入をお願いするしか、当然後の賦課金等の負担が伴ってくる問題がありますので、いかに排水路の改修等の事業化がスムーズに進むとはいえ、個々人の考えがそれぞれありますので、機会をとらえてはそういったお話をさせていただいた中で、御理解がいただければ改良区の中へ編入をしていただくという考えでおります。

#### ○29番（太田芳郎君）

いずれにしても、区域を外れたところの救済といいますか、できるだけ行政指導という

格好で御指導をいただいて、できる限り少しでも区域に入っていただくというのが、今後、愛西市としても得策なはずであります。ということは、補助金対象になりまして、そういったものの6割補助が得られるわけでありまして、ぜひそういうことを進めていっていただきたいと思っております。

そこでもう一度聞きますけれども、区域外のところでいろんな問題が起きてきたときには、これはほうっておけなくなれば、当然土木なりの方の対応で何とかしなきゃいかんと思っておりますが、その辺はどうなんでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

区域外で問題が発生した場合どうするのかというお話なんですけど、排水路の改修でお答えをすれば、地元の方からお申し込みをいただければ、地元負担金3%納めていただければ、組み立て水路等に作る改修工事につきましては、改良区にかわって市の方で単県申請の要望をしていきまして、その採択がされれば、改良区にかわって市がやらせていただく形になります。

#### ○29番（太田芳郎君）

当然そういう形にはなろうと思っておりますけど、要は、そうなれば、例えば愛西市が事業主体になるということでありまして。近年の県の状況を見ておりますと、土地改良区には比較的予算がつきやすいんですよ。ところが、愛西市となりますとなかなか難しい部分もあるやに聞いておりますが、現状をお聞きしますが、愛西市が事業主体となって補助金申請をされている部分があるかどうか。あれば何件ぐらいあるかということ、わかっている範囲だけで結構ですが。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

この18年度で改良区外の関係は、私の記憶ですのではっきりはあれですが、今手元に資料はありませんが、私の記憶では2地区あったかと思っております。

〔「事業費はどのくらいですか」と29番議員の声あり〕

2地区の分については381万6,000円。ただ、一つお断りをしていきますが、今回、農集排の特別枠で、立田地区と八開地区については、いわゆる農業集落排水事業の県費補助、従来、国・県合わせて70%であったものが、国・県合わせて64%に下がったことから、その県費の差額分を単県でということ、これは私ども集排の特別枠と言っておりますが、特別枠で地域外の中で早尾が1地区ありますが、従来議員のお尋ねの単県の地区外については2地区で381万6,000円です。

#### ○29番（太田芳郎君）

いずれにしても、いろんなことを申し上げましたが、最初申し上げました排水機の問題も、非常にこれは難しい問題でございまして、いろんな関係先と協議をしなきゃならんと思っておりますけれども、しかしやっていかなきゃならんことだと思っておりますし、愛西市としては、県営事業だから関係ないということじゃなくて、やっぱり市民の水に対する安全を確保するためにも大いにこれは取り組んでいただいて、前向きに進めていただきたいということと、それから、あと土地改良事業の安全さく等々につきましては、旧佐織町時代は御理解をいただいたところもありますし、先般例を申し上げました西川端の問題につきましては、地元負担金3%は地元

をお願いをして、何とか乗り切ってきたということもあります。

いずれにしましても、当時、西川端の問題は事業費 200万弱でございましたので、仮に 200万として3%、6万円なんですけれども、わずかな金額でありましたので地元をお願いして何とか乗り切ってきたということでもあります。

いずれにしましても、そういった問題が発生した場合に限って、特例を何とか認めていただくようにお考えいただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐藤 勇君）**

これで29番の太田芳郎議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は16時45分、8分ばかり休憩をとります。

午後4時37分 休憩

午後4時45分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

まず冒頭に、福祉部長より補充発言をしたい旨の届けがございましたので、発言を許可させていただきます。

**○福祉部長（水谷 正君）**

一般質問の中で、永井議員から障害者控除対象者認定証の発行状況という御質問がございました。これにつきましては、私の方からは17年度障害者の発行件数7件という御報告をさせていただきました。15年度以降の累積発行件数は42件ということで、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

それではもう1点、お諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、よって、本日の会議時間を延長することをここに決定させていただきます。

それでは、通告順位14番の10番・真野和久議員の質問を許します。

**○10番（真野和久君）**

今回の9月議会では、1点目として、審議会・委員会などの公開を市民にわかりやすく、そして2点目として、障害者自立支援法の支援について、3点目としては、高齢者・低所得者等に対する負担の軽減、この3点について質問をさせていただきます。

まず第1点目の、審議会・委員会などの公開を市民にわかりやすくという点であります。

これについては、前回のまちづくり市民会議の全体会が開催をされましたが、その直前に市民会議のメンバーの方と話をする機会がありました。その中で、その市民会議では今活発な議

論がされているけれども、議員を初めだれも傍聴に来ない、それは非常に残念だと。ぜひ市民の皆さんにも聞きに来てほしいという意見があったということをお聞きしました。そして、早速全体会があるということで、市に対して当日担当課に傍聴したいという旨の電話をすることがありました。しかし、傍聴するに当たって担当課との間でいろいろとやりとりがあり、結果的にちゃんと傍聴ができたわけではありますが、ここで感じたことは、これまでも助役を初め、各委員会等については原則的に公開するという話をされてきましたが、しかし実際には、その公開についてそれぞれの委員会や審議会等で準備が全くされていないということでもあります。今回の市民会議についても、傍聴するのは真野議員たちが初めてだということで、なかなか手取ってしまったということではありますが、しかし、これは一部局とか一職員の問題ではなくて、やはり市としてしっかりと公開の基準や、あるいはその体制を持っていく必要があるのではないかとということでもあります。

審議会等の公開や非公開について、現在市が行っている、または要請をしている審議会、研究会、委員会などには現在どのようなものがあるのか。一応一覧としてはいただいておりますが、それ以外についてもどんなものがあるのかを明らかにしていただくとともに、それらの公開の是非がどうなっているのか、また公開をするかどうかの基準がどういうふうに市として決めているのかについて、まずお尋ねをいたします。

また、公開としている審議会等の公開方法をぜひとも整備していただきたいということでもあります。先ほどお話をした点も当然そうではありますが、例えば現在公開とされている委員会や審議会等についても、実際にはそれらがいつ開かれているかについては、市民の皆さんにはほとんど知らされていないのが現状であります。そうした中では、幾ら公開をして傍聴ができますよと言っても、実質的には非公開と同じ状況となっています。やはり、いつそうした審議会等が開かれるのか、また公開の是非についてもしっかりと基準を設けて、広報やホームページなどで告知や公告をするようにしていただきたいと思っております。また、その公開の告知の方法だけではなくて、傍聴の仕方や、あるいは資料の配付、こうした公開方法の整備もしっかりとやっていただきたいというのが、まず第1点目の質問であります。

次に第2点目の、障害者自立支援法、障害者の方々への支援を強めてほしいということでもあります。

障害者自立支援法が10月から本格的な施行となります。6月にも質問を行いました。4月からの障害者自立支援法の施行によって、障害者の方々には原則1割の応益負担が課せられました。そうした利用者の負担増とともに、障害者施設においても、経営の悪化など深刻な問題が今起きているのが現状であります。そして、この10月からの本格施行に伴って、今回から市町村の事務事業である障害者程度区分認定や、またそれに基づく支給の決定、さらには地域生活支援事業の開始、こうしたことを市が行っていかなければなりません。市としての障害者施策に対する責任も一層重くなってまいります。さらには、この10月から新たに補装具や障害児施設などについても1割負担の利用料が必要となってまいりました。こうした補装具や、あるいは地域生活支援事業についての負担については、ほかの給付とは別枠として、最高額までの負

担が実質課せられることになります。その点では、ますます障害者や、あるいはその家族の方々にとって負担がふえることになってまいります。

6月下旬に厚生労働省は各都道府県、政令指定都市等にアンケートを実施いたしました。その中でも半数を超える都道府県が負担増が広がっていると。そして負担増による利用の抑制など、あるいは退所者が出ているということを報告されています。そうした点を踏まえても、6月にも質問を行いました。この障害者自立支援法に対して、障害者の方々の支援を市として独自にしっかりと強めていくことが必要だというふうに考えます。

また、こうした厚生労働省が各都道府県等にアンケートを行いました。この愛西市としてもしっかりと愛西市内の障害者の方々、あるいはその家族の方々に対してアンケート等を実施して、実際の状況をしっかりと把握していただく、これが本当に必要ではないかと思えます。自立支援法が施行されて半年がたちます。障害者の方の利用状況の変化、また障害者、その家族の要望を今どのようにつかんでいるか。さらには、市内の障害者やその家族に対する調査をしっかりとやっていただきたいと思えます。また、障害者施設の状況についても、多くの施設にとって今回の自立支援法の施行によって経営が大変になっているのは明らかであります。こうした障害者施設といたしましては、県が責任を持っているわけではありますが、しかし、そこに通っておられるのは愛西市の市民の方々であります。だからこそ、こうした施設の状況についてもしっかりと市としてつかんでいくことが必要ではないでしょうか。県任せにせず、市として、あるいは近隣の関係自治体と協力して、そうした施設の状況を調査し、必要な支援をすべきではないでしょうか。

また二つ目として、障害者の区分認定がこの10月から始まります。といっても、実際にこの区分認定についてはもう既に始まっております。そうした中で、6月の中では、できるだけ現状でやっていきたいと。そして障害者の方の意向に沿っていきたいという話も答弁がありましたが、認定の状況とサービスの利用の変更、こうしたものが出てきているのかどうか、改めてお尋ねをします。

また三つ目の問題として、利用者の負担軽減の問題です。

応益負担の導入による利用者負担の総額は、厚生労働省の試算でも約860億円と言われております。昨年に比べて1割負担の導入でこれだけの負担を障害者の方、あるいはその家族が負担をされているわけであり。そして、その分、国や自治体はその負担を軽減されているのが実際です。全国的な厚生労働省の試算では、合計で205億円が昨年に比べて市町村自体の負担軽減になっています。そうした点を踏まえて、例えば北海道の帯広市では約1,000万円の負担軽減があったということで、その分を利用者の軽減策に充てるということを実際にやっています。支援費制度から自立支援法による施策になったことによる市の負担の変化、それはどのくらいあるのでしょうか。また、こうした市の負担の軽減分を利用者負担の軽減へと活用することはできないのでしょうか。ぜひとも検討をしていただきたいと思えます。

三つ目は、高齢者・低所得者などに対する負担の軽減の問題です。

ここでは三つの点について、まとめて提案をしていきたいと思えます。

現在、小泉内閣の進める構造改革の影響、あるいは税制改革の影響で、この間も定率減税の廃止や、あるいは高齢者控除の廃止、こうしたことによって、非常に大きな負担が生まれてきていることは明らかであります。そうした中で少しでもそうした方々に対する負担軽減を市としてもやっていただきたいと思います。

そこで、こうした点で三つ提案をいたします。

まず第1点目は、水道料金の軽減の問題です。岩倉市では、高齢者世帯や低所得者世帯に対して、水道の基本使用料を5立方メートルの区分をつくって負担の軽減を図ることを決めました。現在、愛西市では、基本使用水量は佐織地区が10立方メートルで903円、そして八開地区は20立方メートルが基本で3,465円となっています。水道料金の格差が非常に大きいということは皆さんも御存じだと思いますが、基本料金においても非常に大きな格差がある、これが大きな問題になっています。そうした点を考える場合、高齢者世帯や低所得者の世帯に対して基本料金の軽減措置として、岩倉と同じように基本使用水量5立方メートルの設定をぜひともお願いしたいと思います。ただ、海部南部水道に関しては、基本料金プラス水道使用量という形になっていますので、料金体系が大きく違っている点がありますが、それでも基本料金880円に対して、1立方メートルから10立方メートルは1立方メートル当たり80円という形での利用料が発生をいたします。その点でも南部水道に対してもこうした基本料金の減免制度等をぜひとも提案していただくことも含めて考えていただきたいと思います。

二つ目は、市外の施設に入所した方の火葬料を市民と同じにしてほしいということでありす。

老人ホームなどの施設に入所するために、その施設のある自治体へと住民票を移した方がお亡くなりになった場合、火葬料は市外の者として市民料金が適用されない、3倍になってしまうということがあります。例えば佐織が利用しています津島市の斎場はそういう形になっていますし、また愛西市の市外火葬場利用補助金規定におきましても、介護保険施設などの入所者の場合は、入所時以前に市に登録されていた者という規定はありますが、以前は愛西市にいて、市外にこういう形で移った方に対する規定はありません。そうした点になっています。そして、この間、特に介護保険法や老人保健法などの改正によって、出身自治体の負担が適用されることが多くなっていますが、そうした点も考慮すれば、火葬料についても市民とみなすことができるのではないのでしょうか。もともと愛西市にずっと長い間住んでおられた方でありす。老人ホーム等に入所されるという事情で住民票を移しただけでありすので、そうした点でも市民と同じ扱いにすることがやはり必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。どうか、もともと市民であるこうしたケースについては、市民と同じ扱い、同じ利用料になるように求めます。

そして佐屋地区では、条例では使用者が使用料を払うということになっていまして、その点からいうと、喪主が市内の人であれば市内料金になるということでありすけれども、それが本当にそうなのかどうか。また、市内各地区の対応はどうなっているのか。そして、特に佐織地区に関しては、津島市に対してぜひとも働きかけをしていただきたいと思います。いかが

でしょうか。

三つ目は、高齢者の独居世帯等への火災報知機の設置補助の問題です。

これについても、高齢者、あるいは障害者の方が見える世帯に対して火災報知機の助成をぜひとも行ってほしいということでもあります。

万が一火災が起きた場合でも、やはり障害者の方や、あるいは高齢者の方はなかなかそれに対応が素早くできない場合もあるかもしれません。そうした点でも、今回のこの消防法の改正による火災報知機の設置をできるだけ助成等を行って、積極的に設置をすることによって焼死というような悲惨な事故が起こらないように、ぜひとも改善を願いたいと思いますので、その助成についてお願いをしたいと思います。

以上、この三つの点について質問とします。あとは自席の方から質疑をしたいと思います。よろしくをお願いします。

### ○総務部長（中野正三君）

それでは、審議会・委員会などの公開の件につきましてでございますが、市が現在持っております委員会・審議会等の数の御質問でございます。

現在、地方自治法の180条の5で定められております行政委員会は六つございます。この中には、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、監査委員、そして固定資産評価審査委員会という六つの行政委員会がございます。このほかに今御質問がありました審議会等のことでございますが、真野議員とお話ししたときは、確かに御質問のとおり28ほどありますよという話は申し上げましたが、私の所管する総務関係でいきますと、特別職報酬審議会とか国民保護協議会、防災会議、男女共同参画委員会とかがございます。このほかに、今現在これから出てくるものとして、総務関係では、市の木、市の花の選定委員会とか、巡回バスの運行検討委員会とかが今後出てまいります。ですから、最終的にはもう少しお示ししたものの以上に出てくるとは思っております。

行政委員会を含めまして、審議会等も入れて、基本的な考え方といたしましては、原則すべて公開という形を持っております。ただ、一部の中にその取り扱うものがすべて個人情報に係るものがありますので、この部分においては、公開、非公開の区分ではなくて、すべて非公開という形になる部分もあろうかと思っております。ただ、公開と決したものにきまして、その中で御討議いただくものが個人情報になれば、その時点で、その部分においては非公開という形が原則かと思っております。

現時点におきましては、今、全庁的に公開・非公開の区分におきましては、一部未決定の部分がございます。これは、その条例・規則等で定められている中で、「この会議は公開する」という形が書いてないものがほとんどでございます。そのために、今後行う会議の最初の場所で、その公開・非公開の御決定をいただいて、その中で公開・非公開を決めていくということでございます。しかし、いずれにしても公開が原則ということは認識をしております。

公開するに当たりましての公開方法の整備云々でございますが、早い時期にこの中の整備は取りまとめてまいりたいということは思っております。御指摘の傍聴の人数、資料配付等の整

備はきちんと統一的な見解の中で定めていかなければならないというふうに考えております。

市民の方への御案内というか、周知でございますが、広報ですと、どうしても締め切り時点が1ヵ月半から2ヵ月という形の前の紙面になってまいりますので、広報というのは多少難しいのではないかとこのうふうなことは思っております。そうなってくれば、市のホームページという形になろうかと思っておりますけど、現時点の市のホームページの容量、特に今回の御案内のものであれば、多分やれるのはトピックスのところだろうと思っておりますが、このところが裏表で20件でございます。10件、10件でございますが、こういう容量の関係もございまして、その方法について、今後、中で詰めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、私の方からお答えさせていただきます。

障害者自立支援の関係でございます。実態調査の実施をとということでございます。

現在のところ、利用状況につきましては、年度当初と比較して特に大きな変化はございません。障害者の状況や要望につきましては、福祉作業所の保護者会などの場で聞き取っている以外にも、障害者の相談、ケアマネジメント等を社会福祉協議会に委託しており、その活動の中でも障害者やその家族等から要望等を聞いており、社会福祉協議会と連絡を密にとる形で把握をしております。障害者施設につきましても、サービス利用に関して連絡調整をする中で状況を把握し、必要があれば関係自治体と協力しながら支援策も考えていきたいと思っております。

障害者区分認定でございますが、9月8日現在、障害程度区分認定を予定しておる103人のうち、74人が認定を終えており、その内訳といたしまして、区分1は4人、区分2は11人、区分3は14人、区分4は20人、区分5は12人、区分6は13人となっております。1次判定から2次判定での上位への区分変更率は約31%でございまして、国からの最新の状況、約33%とほぼ同じとなっているのかと思っております。区分認定結果から、現在のサービスが利用できなくなるようなケースはなく、利用の変化は特になく考えております。

利用者の負担軽減についてということでございます。

施設サービスではほとんど変化は見られないが、在宅サービスにつきましては、支援費制度では自己負担割合は平均して約2から3%だったものが、自立支援法では10%となり、その差額は、要するに市の負担は減っておることになるわけでございます。利用者負担の軽減について、現在、負担割合は高齢者のサービスと同じ10%であることから、同様のサービス等を含め、同じように考えていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、私の方からは、高齢者世帯とか低所得者世帯に対しての基本料金の軽減についてどうかということでお答えをさせていただきたいと思っております。

議員御承知のとおり、水道事業会計につきましては独立採算が基本的な考えでございます。このため、万が一この軽減を行うとなれば、その不足分を他の利用者に対して御負担願うことになると思われまます。これまた愛西市民のうち、佐織、八開地区のみというのも、南の佐屋、立田地区については南部水道というような点もございまして、この御提案についてはできな

いと考えております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私は、市外の施設に入所した方の火葬料を市民と同じにということで御質問をいただきました件でございます。

火葬場使用料については、立田、八開地区については市内と同じ扱いの使用料ということで、差額の補助をいたしております。真野議員のおっしゃられたとおりでございますが、佐織地区の方につきましては、津島市と同じ取り扱いとなっております。この件につきましては、津島市でも火葬場利用料についての質問が6月議会で取り上げられたと聞いております。また、そして是正をするよう、現在検討をしてみえるということで聞いております。佐織地区の住民も、見直しがされたならば、津島市と同じような取り扱いにさせていただくよう働きかけてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

私の方からは、3番目の高齢者独居世帯の中の火災報知機の関係でございます。

御答弁をさせていただきます。この御質問につきましては、本年の4月から6月にかけて、高齢者夫婦、ひとり暮らしの高齢者につきまして、民生委員を通じて調査をさせていただきました。調査結果は、高齢者夫婦 1,372世帯、ひとり暮らしの高齢者 965人、また身体障害者1級から3級 1,404人ということで、全世帯対象の助成につきましては、かなりの財政負担になりますので、現在のところ考えておりませんが、平成20年6月の設置義務に向けまして、他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、再質問をしていきたいと思えます。

まず、審議会・委員会の公開をわかりやすくということですが、答弁をいただきました点について、早い時期に統一見解をつくって、それで基準を持っていきたいということであったと思いますが、開催時期についてはホームページ等でということでありました。特に今、資料をもらった中でも、企画課の行政推進委員会とか総合計画審議会等は公開可となっているんですが、ただ開催日等は全然知らないんですね。そういうところで、本当にできるだけ早くそうしたことをやっていただきたい思います。こうした委員会とか審議会が行われているということで開催時期等を公開しているということであれば、当然関心を持たれる市民の方も傍聴されるということも出てくると思いますし、そういう意味では市政に対する市民の皆さんの参加というのがもっとしやすくなると思います。

と同時に、ぜひお願いをしたいのは、そうした審議会や委員会等で話し合われていることとか、決まったことかというのを、特に市民の関心の高いような問題に関しては随時お知らせをしていただきたいと思うんですね。そうした点もぜひとも検討をしていただくといいと思います。例えば今後開かれていくような巡回バスに関するものについても、よく行政側の方々というのは、検討中できちんと決まっていないうものについてはなかなか表に出していただけないというのがあります。決まったところでこういうふうに決まりましたという形での報告が非常に

あるわけでありませけれども、やはりそうした審議がどういうふうに行われているのか、どういう形で、どんな意見がさまざまにあるのかということは、やはり途中経過としてぜひとも市民の皆さんにも知らせていけるような形が望ましいと思います。傍聴すれば、当然どんな意見があつて、そしてどういう議論が交わされているのかというのはよくわかるわけでありませけれども、しかし、なかなか傍聴ができないということもあると思います。特にこうした審議会等はやはり平日に行われることが非常に多いということもありますので、そうした点ではホームページや広報などを使って審議過程についても、特に関心のあるものについては明らかにしていけるといいと思うんですが、そうした点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

今御指摘の審議会、それから協議会、いろいろありますが、すべてがすべて、その会その会で結論が出ているものばかりではございません。ですから、本当に途中というものもあるかと思ひますが、今後の中でそこについても公開を含めた中で内部で考えてまいりたいというふうに思っております。

**○10番（真野和久君）**

ぜひともお願いをしたいと思ひます。早い時期にということでありませましたが、これは来年度に向けてということぐらいなんでしょうか。その辺の時期的なことというのはどういうふうにご考えていますか。

**○総務部長（中野正三君）**

私どもとしては、調整に手間取るかと思ひますけど、今、真野議員がおっしゃった来年度というのは、それはタイムリミットだと私は考えておりますので、そこら辺で調整をしていきたいというふうに考えております。

**○10番（真野和久君）**

ぜひともできるだけ早くそうしたことを決めていただいて、公開をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは2点目の、障害者自立支援法についての再質問を行います。

部長の方から、障害者の方々に対する状況把握としては、当初と現在は変化がなく、福祉作業所の父母会とか、あるいは相談窓口、あるいは社協からの情報によって把握をしているという回答がありました。

しかし、例えば福祉作業所だけに通っておられる方でいうと、現実的に現在では利用料等が発生をしていない状況もありますので、当初サービスを受けていれば発生をしていますけれども、そうしたところからいうと極めて限られた内部の意見ということになってしまいます。あるいは相談窓口や社会福祉協議会についても、もし何かあった場合の相談ということでありませ、市内の障害を持った方々の全体状況を把握しているとはとても思えないというわけですね。前回の質問の中でも二百数十人の方が対象となるというふうになってはいますが、やはりそうした方の状況というのをしっかりつかむためには、ちゃんとした調査をすべきではないかというふうに思ひます。特に所得段階を決定する際にはさまざまな意見もあつたと思ひ

ますし、また世帯分離等もそれなりの対策等をとられたと思いますけれども、そうした状況というのは今後も出てくると思うんですね。だから、それは単に今のところ声として上がってこないから、とりあえずは安定しているだろうということではなくて、今こうした制度としてやられている以上、しょうがないから払わざるを得ないという方も見えれば、本当に負担が大変になってくれば、やっぱり抑制をしなきゃならないという方も出てくると思います。また先日の質問にもありましたが、細かい意向調整、そうした要望なんかもやはりあると思うんですね。特にこの10月からで言うと、補装具の申請等もされます。そうしてくると、そうした負担というのは極めて重いわけでありまして、実際にはこのサービスの給付と別枠で細分枠、3万7,200円までの補装具に対する負担が出てくる。そうすると、例えば一月においては7万以上ということにもなりかねないという状況が現実にはあるわけですね。そうした点でも、やはりこうした状況をしっかりと把握するということは大事だと思うんで、やはり市内の200人から300人とされる障害者の方々の現実的な状況は、やはり調査をすることによってしっかりと把握していくことが大事だと思うんですね。だから、ぜひともこうした調査をまずやっていくことが、今後の例えば障害福祉計画等の策定、今来年3月に向けてやられていると思いますけれども、そうした中に入れていくことにもなると思うので、ぜひともそうしたことを検討していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

#### ○社会福祉課長（杉 勝巳君）

先ほど真野議員の方から障害者に対してきめ細かい調査等が必要という質問があったと思いますが、現在、先ほど部長が申しましたように、社会福祉協議会へ委託をしております。それで、その委託の内容につきましては、社会福祉協議会の障害専門の2名の職員を配置していただいて、予算書でも出ておりますが1,300万ちょっとの委託契約でやっております。この2名の職員、先ほど出ております200名ぐらいの在宅の方、それぞれ一軒ずつ調査等は可能だというふうに考えておまして、あわせてケアマネジメントもやっておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

ということは、専門職員2名が一人ひとり、一件一件対応して、ケアマネジメントの相談をしつつ、状況把握ができるということですね。であれば、だからこそ、そうした中で、項目等を設定して、ぜひともそうした調査、例えば負担の問題とか、利用の問題とか、いろんな使い勝手の問題とか、そうしたこともその相談の中でしっかりとした項目をつくって、そうしたアンケートのような形の調査もできるんじゃないかと思うので、ぜひともそうした形のものを行って調査をぜひとも実施していただきたいと思います。だから、相談をする中でこうしたことをやってほしいということも出てくることもありますし、そうしたことは多分把握できるとは思いますが、やはり全体としてすべての方にこうした点はどうですかということでもしっかりと聞くということが大事だと思いますので、そういうできる体制があるならばぜひともやっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

相手方であります社会福祉協議会の専門の2名ともども、社会福祉協議会とよく御相談とい  
いますか、お話をさせていただきたいという考えでおります。

**○10番（真野和久君）**

相談をして、やれるかどうかとも検討したいということで理解してよろしいですか。

〔「そうです」と福祉部長の声あり〕

わかりました。ぜひとも調査の方できるように検討していただきたいと思いますので、よろ  
しく願いをいたします。

それから減免の問題に移りますけれども、在宅で2から3%の負担だったものが10%になっ  
たということで、これは額としてはつかめないでしょうか。

**○社会福祉課長（杉 勝巳君）**

額、細かくは出ておりませんが、17年度実績で、在宅サービスの利用の居宅介護、デイサー  
ビス、短期入所、総額、身体・知的児童で7,400万ほどの事業費がかかっております。その  
2分の1が国、4分の1が県、4分の1が市の負担ということになりまして、1,900万ほど、  
17年度市が負担をしております。それで、1割負担が採用されておりますので、7,400万の9  
割の4分の1が市の負担になるということになりますので、1,900万が300万ほど市の負担が  
軽減されるという程度の計算しかできておりませんので、よろしく願いいたします。

**○10番（真野和久君）**

ということは、大体概算で言うと300万円ほどの予算が前年度に比べると浮くということに  
なると思います。そうしたものをぜひとも負担の軽減の方へ使っていただきたいというふう  
に思います。特に所得区分などで今なっていますけれども、やはり月に最高で3万7,000円とか  
2万4,000円という形の額ということについては非常に重い世帯の方もあると思いますので、  
そうした制度に生かせると思いますので、そうしたことをぜひとも検討していただきたい。

既に御存じだと思いますけれども、実際この10月からの本格施行に向けて、やはり多くの自  
治体でこうした低所得者の方に対する負担軽減とか、あるいは施設や通所施設などの食費など  
の軽減施策等を独自にやっているところはかなりたくさん出てきています。そうした点でも、  
ぜひとも障害者の方々の声をよく聞いて、そうした負担軽減に使っていただきたいと思  
いますけれども、そうしたことをぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

議員のおっしゃられましたことにつきましては、近隣市町、そういったところも調べまして、  
サービスの向上に努めたいということで、どれをどうということはできません。やはり近隣の  
市、財政もございますし、そういったのも調べまして、鋭意できることがあれば進めてまい  
りたいという考えでございます。

**○10番（真野和久君）**

基本的なことを伺いますが、市独自の減免政策をやれるという認識はありますか。

**○社会福祉課長（杉 勝巳君）**

基本的に自立支援給付については考えておりません。介護保険の方のサービスの減免と同様

の考え方を持っております。将来を見据えてということもありますが、あと地域生活支援事業については、個々によっては利用料がゼロという場合が出てきますが、通常の減免ということは考えておりません。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

考えていないということは、市独自にやれないことはないというふうに理解してますが、その辺はいいですか。国から言われてやるなというふうでやれないということではない。わかりました。

しかし、本当にこれについては、介護保険との問題は確かに絡んでくると思いますけど、むしろ逆に言うと介護保険でも非常に大きな負担を皆さんしているわけで、そうした点でも、やはりこうしたことはしっかりと考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。今後ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それと、地域生活支援事業がこの10月から始まるわけでありますが、先ほど無料のものもあるという話でありました。これまでに県や市で行ってきたものが地域生活支援事業としてまとまっていくわけでありますね。そうした点で、今回、新たに支援事業に移ることによっての負担増があるものとか、あるいは新たに負担がふえたものというものはあるんでしょうか。

#### ○社会福祉課長（杉 勝巳君）

基本的にはないというふうに考えておりますが、今までも手話の派遣とか要約筆記については無料で行っておりましたし、ただ障害者のデイサービスは、いわゆる支援費で行われていたのが、こちらの生活支援事業に入って、1割負担で実施しますので、同じく有料から有料という部分ですので、基本的にはないというふうに考えております。

#### ○10番（真野和久君）

やはり新たな負担が出てくるようであれば、そうした点についても再検討をお願いしたいと思っております。

あとコミュニケーション支援ということで、手話とか要約筆記とかに関しては市町村でコーディネーターを配置して、そして利用しやすいように利便性を図るということが規定されていると思うんですね。先ほどの説明でも、県の方の関係で、県に言ってそれで派遣をしてもらうというようなお話もありましたけれども、市としてそうしたコーディネーターなどを設置して、そして例えば状況によって市内のそうしたボランティアなどを利用、前回の質問もありましたけれども、そういう方々にお願いをするということも、コーディネーターがいれば非常にやりやすいと思うんですけれども、こうしたコーディネーターの配置等については検討されていますか。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

その質問の関係でございますけど、やはりこれにつきましては、愛西市といたしましても、やはりそういった専門の人を養成といいますか、そうした人をつくるということで、いつとはわかりませんが、そういった講座とか講習会とか、そういったことはいずれはしなくてはいけないということで、今そういった上位団体とか、いろんな面で今模索しておりまして、やはり

愛西市としてもそういった団体はつくって活動していただいて、いろんな面で市の方を支えていただきたいという考えを持っております。

#### ○10番（真野和久君）

今、一応コーディネーターを今後養成していきたいということではいいですね。あと、そうした養成をしながら、地域のさまざまなボランティアなども利用していきたいということではいいですね。ぜひともこうした養成等もお願いしたいと思います。

あと自立支援法の最後の質問ですけれども、先ほど介護保険の話にもありましたけれども、補装具の支払いについて、これは償還払いなんですか、それとも受領委任なんですか。

#### ○社会福祉課長（杉 勝巳君）

基本的に1割負担ですので、1割を事業所に払っていただいて、9割を市の方へ請求していただくという形で、市が事業所に9割分を振り込むという形でございます。

#### ○10番（真野和久君）

そうすると、1割負担で済むということですね。全額一たん負担しなくていいということですね。わかりました。それについてはこのままぜひいっていただきたいと思います。

3点目の問題です。水道料金の基本料金の区分を細かく切ってほしいということに対して、先ほど、そうしたところをつくれれば、結局負担をみんなでかぶらなきゃならないということと、海部南部水道はやれないから非常に難しいという話であります。しかし、実際に特に高齢者の方でひとり暮らしの方などでいうと、1ヵ月の水道量が本当に5トンに満たない方というのは結構いると思うんですけれども、そうした調査とかいうのはできていませんか。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

17年度、急遽ちょっと調べさせていただいたわけですが、佐織地区につきましては、水道が、年間でございますが、大ざっぱに何トンということではなしに、10トン未満の件数を調べましたところ、全体的に4万5,102件のうちの9,337件が10トン未満と。それから八開地区につきましては、全体が7,884件の取り扱いのうち1,280件ございました。

なお、南水につきまして確認をしましたところ、そういったデータはとっていないということで、南部水道については承知をいたしておりません。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

結構10トン未満の方というのは多いということが明らかだと思います。佐織は今10トンというのが基準になっていますから、それ以下がどのぐらいいるか。先ほど岩倉では5トンという話で、かなりという話もありましたけれども、特に八開でいくと10トン未満の人が1,280人ということは、例えば10トンの枠をつくれれば、その分負担の軽減をされる方もいるということになると思うんです。確かに水道料金にそのままはね返ってくるということにはなるかもしれませんが、しかし、先ほども言いましたけど、高齢者の方でいうと、本当に使わない方というのは非常に多いんですね。特にひとり暮らしの方などでいうと、お風呂については、例えば福祉センターのお風呂を利用するというような方も結構見えます、毎日。そうすると、もうほとんどシャワーだけで終わってしまうことになってきますと、浴槽に水を張らなくていいんで、大

分水道の利用量が減るんですね。そうした点を考えると、もう少し細かく料金設定をしていくということが出来るし、やっぱりそうしたことによって高齢者の方や低所得者の方に対して負担軽減にもなっていくと思います。確かにその安くなった分をどうするんだということはありますけど、でも使用量が実際にそれだけ違うにもかかわらず、それだけ大きなお金を払っていかなくちゃならないというのは大きな矛盾だと思います。特に八開地区においては、この20トンという設定がやはり月に3,465円と非常に高い金額になっていると思うんですね。そうした点をしっかりと考えていただきたいと思うし、今後、愛西市の中でも、とりあえずは佐織地区と八開地区の水道料金を今後統一していくというような話もありますけれども、そうした中でもぜひとも検討をしていただきたい課題だと思うんですが、その点はどうか考えられますか。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

確かに基本料金を使わない人からそんな取るのはいかがなものかということでございますが、最初に申しあげましたように、水道も一企業として成り立っていかねばなりませんので、あまり下の方で安くしますと、取れるところから取れという格好になってしまいますので、果たしてその辺はいかがなものかということで、現在のこのシステムはそのまま続けさせていただきたいと考えております。

#### ○10番（真野和久君）

取れるところから取るというと。結局、特に単身世帯の所得の低い方もかなり見えるわけで、そうしたところから平然と取れるところは取るというのは、やはり大きな問題だと思うんですね。そこはやはり実情に応じて、利用に応じて支払ってもらうというのが基本だと思うんですよ。だから、特に今後、料金統一等もなされることも検討しているわけですよ、今実際。そういった中では、ぜひともそういった考え方を、取れるところから取るのではなくて、やはり利用実績に応じて徴収するというのを基本的な考え方として進めていただきたいと思うんですね。そういう点はどうでしょう。市長、どういうふうに考えますか。

#### ○市長（八木忠男君）

担当がそれぞれ答弁しました。水道料金、佐織地区においては値上げをさせていただく予定でおります。そうした状況。そして岩倉ですか、各他の状況もお話しいただきました。北海道のお話も出ました。自治体間の競争が一層激しくなると言われている行政の運営についても、これから近隣の市町村にも十分目配りをしながら、他の市町村に、勝ち負けではありませんが、劣らないように進めてまいりたいと思っております。

#### ○10番（真野和久君）

やはり近隣の市町村がこういうことをやっているなら、ぜひともやっていただきたい。やはり基本的には使用量に応じて徴収するというのが基本だと思いますので、今後ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それから、火葬料の問題に関しては、もう一度確認しますけれども、佐屋と立田と八開におきましては、喪主が市内であれば基本的に市民料金ということで運営されているということで確認してよろしいですか。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

お答えをいたします。

その件については、旧佐屋、立田、八開地区については、市内と同じというような扱いがされておるといふようなことで御理解をいただきたいと思ひます。

○10番（真野和久君）

わかりました。佐織については、津島市に確認したところ、まだこれから検討していくといふようなお話でありました、僕が確認したときには、先ほどの答弁はさらに一歩進んでいるなあといふふうに思ったんですけども、やはり津島市民の方もそうですし、当然それが結局は佐織地区の方に大きくかかわってくる問題でもあります。やはりせつかくこれまでずっと長い間愛西市に住んでいた方にとって、料金が違ふといふのはやはりおかしなことだと思ひますので、津島市の方にぜひとも早急に改善をするように強く働きかけていただきたいと思ひます。

それから、火災報知機の件でありますけれども、他の市町村の動向を見てといふことでありますけれども、やはりこゝうのといふのは、追随をしていくといふことよりも、まず私たちがやりましたといふ方が、先ほどの市長の話じゃないですけども、自治体間のよりよい住みやすいまちづくりといふことをアピールしていく上でも、まず私たちがやりますといふふうがよほどアピールになると思ひますので、追随といふことではなくて、まず愛西市からやっけてもらへるよゝうに要望をいたしまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

10番・真野和久議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月28日午前10時より再開しますので、よろしくお願ひをいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後5時45分 散会